

昭和四十八年三月九日(金曜日)
午前十時三十五分開議
出席委員

大藏省証券局長	坂野 常和君
山席者	
經濟企画庁長官	齋藤 誠三君
官房參事官	

君	君	君	君
内海	伏木	広沢	小林
清君	和雄君	直樹君	政子君

関稅定率法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。松尾信人君。

○松尾委員　ただいま提案されております定率法の一部改正の問題に関連して質疑をいたしたいと

疎に願います。
 ○大蔵政府委員　ただいま先生の條指摘のとおり、アメリカにおきましては確かに最近保護主義的な動きが国内において非常に強まっているとい

うことは否定できないかと思ひます。と申しますのは、この新国際ラウンドを、やはりアメリカも自由貿易体制の推進と世界の貿易の拡大ということを目ざしまして、アメリカの行政は新しく大統領に、交渉に臨むために授權をしてもらうために、新通商法大案と申しますものを国会に提出すべく現在検討いたしておるわけでございますが、これをアメリカの国会を通すために、行政府といたしましてはたゞいろいろと苦勞をしてゐるようでございまして、したがひまして、現実の問題といたしましては、新聞紙上に出ておりますはどアメリカが保護主義的な勢いが強まっているとは私も考へておりませんが、日米の貿易収支の面が現実には日本が非常に大幅な黒字である、こういう現象面は否定いたすわけにはまいりませんものから、アメリカといたしましては、さらに日本に対して、アメリカからのものが日本に対して輸出できるような体制に協力してくれという話は、あらゆる機会にしばしば来ておるわけでございまして、

これに對しまして、御指摘のように、非關稅障壁と申しますものは、日本もございましてけれども、アメリカにも相当現実問題としてあるわけでございまして。彼らと私も話をいたしますときには、常にアメリカの持つてゐる非關稅障壁の撤廃等に関しまして日本の立場から要請をいたしておるわけでございまして、今度の新国際ラウンドにおきまして、關稅の問題のみならず、非關稅障壁の問題が非常に重要な課題になっておりますので、さらに世界的に關稅障壁をお互いに撤廃をするという方向で世界の大勢が進みますように、私も強くこれを要請をし、日本側の体制をも整へるべくこれから考へてまいりたい、かように考へておるわけでございまして。

○松尾委員 いまお答へがございましたけれども、日本とアメリカの平均關稅率は現在どのようになつておるか。また、日米兩國のお互いの非關稅障壁の点でありますけれども、これはやはり日本は、アメリカにはこういうものがたくさんあるんじゃないかというような訴へがあると思うのです。アメリカのほうはまだ日本に對して、このようにおまえのほうがいりやうやういりやないかというような訴へがあつて、これは相互にあると思うのでありますけれども、この日米兩國の平均關稅率というものがいまだどのようなものになつておるか、また非關稅障壁についてお互いがいまだどのようなやりとりをしておるか、こういう点はいかがでございまして。

○大蔵政府委員 現在におきまして日米兩國の關稅負擔率の國際比較でございますが、日本を除きます各國の關稅負擔率は國連の統計によるものでございまして、現在アメリカの平均關稅負擔率と申しますのは、一九七〇年すなわち昭和四十五年におきまして六・四％になつております。それから同じ年度におきまして日本の關稅負擔率は六・九％ということになつておりますが、その後日本は御承知のように關稅率そのものを徐々に引き下げてまいりましたものでありますから、昭和四十六年度にはこれが六・六％になつておりますし、さらに、本年度御審議をお願いをいたしております關稅定率法の改正を前提といたしまして考へました場合に、昭和四十七年度の場合には結果的には約六％程度に日本の關稅負擔率はなるのではないかと私も考へておるわけでございまして。

さらに、日本と米國との非關稅障壁の問題でございますが、この非關稅障壁に關しましては、各國ともいろいろものが非關稅障壁だということをお互いに相手國に通告をいたします数は、現在ガットに對しまして世界じゅうから約八百種類の非關稅障壁があるということがいわれておりますが、日本が米國に非關稅障壁であると申しておりますものは約二十項目でございまして、それから米國が日本に對しまして非關稅障壁であると申しておりますものは約十五項目でございまして、そのうち一番大きなものはやはり日本におきまして残存輸入品目、三十三品目の残存輸入制限品目を米國といたしましては最大の日本の非關稅障壁である、そのようなことを言つておるわけでございまして、

て、お互いにガットに通報し合つておるわけでございまして、これらの問題すべてを含めまして、これから始まりますところの新國際ラウンドの場におきまして、できるだけともに関稅障壁を除去し合おうじゃないかということでも話し合ひを進めておるわけでございまして。

○松尾委員 關稅制度の問題に入つてまいりますが、現在の日本の關稅制度の基本です、これに固まつておつたわけでございまして、これがいまだ國民福祉型にこれを變えていこう、このように關稅制度の構成自体も構造自体も非常になつてまいるわけでございまして、特に最近には國民福祉型といふことになつていかなうかといふ方向に向いておるわけであります。

○大蔵政府委員 昨年の十二月の二十一日に關稅率審議會から今後の長期的な關稅体系のあり方というものに関しまして答申をいただきました。それによりますと、わが國が適正な國際分業体制を通ずる協調的な國際關係を確立するといふ反面、それとあわせて國民福祉の向上等にも寄与するような關稅体系に改めるべきであるといふ長期答申をいただいたわけでございまして、私も全く答申に感服しておりますとおもひます。

その一環といたしまして、御承知のように、昨年の十一月の國會におきまして關稅の一律二〇％引き下げ、特に製品關稅に關しまして一律二〇％引き下げをやつていただいたわけでございまして、これはただいま御指摘のございましたように、加工貿易促進型の是正と申しますか、いわゆる生産製品に對します關稅を引き下げまして、あわせて國民消費に役立たせるといふ観点から一律二〇％の引き下げが行なわれたわけでございまして。

今日まで、率直に申しまして、關稅と申しますと、國內の生産者、要するに國內産業を保護するという立場に重点が置かれてまいつたわけでございまして、やはり生産者の立場と消費者の立場と両方から取捨選択する必要があるかと思ひます。しかし、その重点が生産者に置かれておりましたことは否定できませんものから、今後はいわゆる生産者保護が必要でなくなるといふわけではございませんが、生産者保護という観点と消費者保護という観点の両方あわせまして、むしろその重点を徐々に消費者保護という立場から關稅といふもののあり方に変えてまいりたいと思ひまして、昨年の一律二〇％引き下げがまずその皮切りであつたわけでございまして、昭和四十八年度以降におきましても徐々にその線に沿ひまして考へてまいりたい、かように考へておるわけでございまして。

○松尾委員 考へはわかつたわけでありますけれども、日本の稅率の構成ですね、これが原料品に對しては何％だ、半製品については幾らだ、製品については幾らだ、こう一つのタリフエスカレーションといふものがはつきりとおるわけであります。そういう中で、いま國民福祉型といふ方向へ今度は關稅制度自体も構造改善するのだというお話でありましたけれども、では國民の生活必需物資、こういうものに対して、現在の關稅といふものをながめて、今後どのように考へておるのか。軽減の方法ですね、こういうものをお示し願ひたいと思ひます。

○大蔵政府委員 今回提案をいたしておりますところの法律案によりますと、その柱といたしまして、後進國に對しますところの特惠關稅制度の改正と申しますものと、生活關連物資等の引き下げといふことを柱といたしておるわけでございまして。私も、それぞれの品目、この案を作成いたします際には、やはり國內産業の立場とそれか

いわゆるぜいたくは敵だという觀念が国民の間に強くございまして、奢侈的な品物に對しましては高い関税をかけるのは当然である、かような考え方が今日まであったことは否定できないと思いま

○大蔵政府委員 現行の自給率でございますが、私どもの調査によりますと、自給率の段階別の平均関税率を御説明いたしますと、自給率の段階で

日本がいま非常に大きな力をつけておる、こういう場合に、東南アジアに対する日本の配慮というものは非常に必要だろうと思うのであります。特に東南アジアと日本の貿易、この収支というも

ことは非常に大切だろうと思ふのであります。

そこで聞くわけでありますけれども、日本の特恵関税制度が一昨年実施されてまいりましたけれども、このシーリングわくが非常に少ない。です

から、すぐ頭打ちをする、こういうことがあるわけです。極端なのは、年度が始まりまして一日、二日で頭打ちをする、こういうことがいわれておられます。どういふものにそういう頭打ちの状態があらわれたか、この点はいかがでしょう。

○大蔵政府委員 お答えをいたします。

特恵関税が実施されました昭和四十六年度、すなわち四十六年の八月一日から昨年の三月三十一日まで、この間には特恵対象品目が二百十四あったわけでございます。このうち鉄鋼の棒であるとか乾電池、絶縁電線、フィルム電球、こういったような品物四十二品目がシーリングのわくをこえまして、二百十四品目のうち四十二品目のものが特恵の適用が停止されたわけでありまして、四十七年度に入りまして、四十七年十二月末までに、特恵対象品目二百六品目のうち、やはり鉄鋼の棒であるとか、硫酸ニコチン等……（発言する者あり）

○農林委員 静岡に願います。

○大蔵政府委員 六十一品目が特恵適用の停止があったわけでございます。

○松尾委員 何か局長の答弁がよく聞かえない場合があるのですが……

このわくというものの設定ですね。それが四十三年度の輸入量というものを基準にいたされまして一応固定しておるわけでありまして、けれども、それを今回の御提案でわくをこえてもよろしいというようになつてくると思ふのでありますけれども、これは国内産業に損害を及ぼさなかつた。及ぼすおそれのあるものは、わくに來ますとそれだけ特恵関税の適用がなくなるわけですね。今度はわくをこえても特恵関税を適用しようというものは、それだけ日本の国内産業に与える損害がなかつたのだという判定によるものと思ふのでありますけれども、そういう立場からいたしますれば、このわくの設定という問題には、毎年一回の提案で、わくを突破した場合に、国内産業に及ぼす損害の有無というものが判定の基準になる。そうしますと、ことしからわくを出ていくの

があるわけですね。もともとが四十三年度の輸入量というようなものを算定の基準になされておる、これは私は是正していったほうがいいんじゃないかという考え方を持っているわけでありまして、なおそれで、今回の新しい制度で、わくをこえて、そしてそれは国内産業に悪い影響がなかつたんだ、損害がなかつた、そういう前提からしますれば、かりにことしの新しい制度を取り入れて実行された分のわくをこえたもの、国内産業に影響がなかつたものというものは、新しいわくの設定として次のシーリングわくを定められるときには、一つの基準として、新しいそういうものをお考えになつてもいいんじゃないか、こういう考えを持つわけでありまして、いかがでしょう。

○大蔵政府委員 御指摘のように、今日まで特恵わくの輸入わくの設定と申しますのは、関税の暫定措置法の八条の四によりまして四十三年度の後進特恵適用国からの輸入わくに加えて、たとえ四十七年度であれば、前々年度、すなわち四十五年度の特恵適用国以外の先進国からの輸入量の一〇%を加えたものをわくとするに法律でなつておるわけでございます。

したがいまして、その四十三年度に基準を置くことは少し低過ぎるのではないかと御指摘かと思ひますが、この点に關しましては、わが国と同じようにシーリングわくの運用をいたしておりますところの欧米諸国におきましても、その基準は、特恵適用の輸入わくをきめます際に一九六八年、すなわちわが国と同じ四十三年度を基準として設定しておりますし、御承知のように、何ぶんにもその特恵制度の始まりましたのは昭和四十六年の八月一日からで、まだ今日まで一年半しかたつておらないわけでありまして。

したがいまして、今日の段階では、その四十三年度を基準とするということに再検討を加えるのはいささか日が浅過ぎるということはあるかと思ひますが、御指摘のように、今日この特恵の輸入わくをできるだけ拡大をする、實際国内産業に支障がない場合にはこれを拡大をして考

ていくというために、今回の二分の一のわくの緩和であるとかあるいは弾力的な運用をお願いをいたしておるわけでございますが、この運用をまず第一歩といたしまして、その後国内産業に対して支障がない、わくをこえて輸入されましても国内の産業にとつて支障がないということになりまして、御指摘のように、そういう輸入わくを拡大するという方向でわくの設定を考えていくことは当然考えなくてはならないことと、かように考へておるわけでございます。

○松尾委員 これは両面の問題があるわけでありまして、頭打ちになる、それをある程度認めていこう、その限界というものは国内産業に対する損害の有無だとか影響の有無でございますけれども、中小企業というものは非常にまだ体質的に弱く、弱くてもあります。ですから、いろいろの特恵関税に對しまして、中小企業を保護育成する立場から別途の予算も組まれておるわけでありまして、ですから、今度はある程度わくをこえてもよろしいというときに一番お考えにならなくてはいいけないのは、中小企業に對する配慮だと思ふのであります。これはいろいろ他の省との関連物資が中心になっておりますから、そのこの渡りをうまくつけまして、そしてこのようなわくの突破、そういうものについては中小企業に對してはひとつ十分に、そういう損害の発生を予防的措置と申しますか、これを十二分に考へなされるべきであらうし、どのように配慮されておるか、こういうことを聞きたいのであります。

○大蔵政府委員 御指摘のように、せっかく輸入わくが、中小国内産業の保護という観点から、中小企業に影響を与えないように輸入わくの設定がなされておりますので、これを弾力化をいたしますについては、私もやはり非常に注意深く国内の中小企業に支障を与えないように考へてまいらなければならないと思ひます。

さしあたりまして、私もどのような品目に對しまして弾力化を考へていきたいかと申しますと、特恵に關しましてはすでに大体過去二年間の実績があるわけございまして、過去二年間にわたります輸入実績がシーリングわくに達しなかつたような品目は、これはよろしいかと考へております。さらに、あるいは輸入実績はシーリングわくには達したけれども、輸入の割合が非常に小さいというものは、品目によりましては弾力的に考へましても国内産業に對してあまり大きな影響を与えないのではないかと考へておるわけでありまして、御指摘のように、関係省との間で十分に詰めて、この運用をやらしていただくたい、かように考へておるわけでございます。

○松尾委員 十分その点は配慮をなすべきだ、このように思ひます。

それから、生活関連物資に關連する問題でありますけれども、国民福祉という立場から、関税率審議会の答申にも、物価だとかまたは公害問題の解決を目ざして進むようにという指摘もあるわけでありまして、ですから、物価安定に寄与するという方向は今回も改正の中で引き続きとられておると思ふのでありますけれども、これはまたあとで申し上げるけれども、いま非常に大きな問題となつておる、国民生活を脅かしております公害の問題であります、その防除に役立つ物資は、過去にはある程度この関税率の軽減というものがなされておりましたけれども、今回の改正の中に、公害防除、国民生活の安定、国民福祉の充実という観点からどのような配慮がなされたか、こういうことであります。いかがですか。

○大蔵政府委員 今回お願いをいたしておりますところの法案の中に、公害を防止するためにこの関税率を引き下げたいと、公害、直接的な公害関連の項目は入つておらないわけでございますが、御承知のように、昨年の十一月に製品関税の一律二〇%引き下げをやつていただいたわけでございますが、やはりこれは全般的に製品関税の税率を低くいたしました、外国から製品が入つてきやすく

する、すなわち国内の経済構造を徐々に変革をさせて、国内におきまして公害が起らないような方向で産業構造を変えていかなくてはならないという考え方が前提になっておるわけでございませう。こういう意味から、急激に国内の経済構造を変革をさせるということはむしろかきかと思ひますが、少なくとも関税面から徐々に、国内のそういった公害が起らないような経済構造の変革に役立つような方向で今後とも検討をいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございませう。

○松尾委員 過去においては低硫黄原油に対する減税、それから粗留アルコールに対する減税、これは原料の糖みつ等で大きく公害を出してありますので、中間製品のこのようなものには関税を思い切つて下げていこう、こういう非常にいい方法であつたと思ひます。今回、やはりいま非常にそのような公害の問題が叫ばれておりますし、また公害防除の施設に対しては非常に大きな資金も要りますし、地域社会からいつまでも公害がなくならない、それでいま局長がおっしゃつたとおり、関税制度の面からも促進するという大きな審議会の答申もありまして、これはしっかり考へてもらいたいと思ひます。これを今後よくひとつ検討されまして、そしてうんとこの点を推進すべきであらうと思ひますが、お考えだけを聞いておいて、今後の施策にそれを反映していくかどうかというのを確かめておきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 御指摘のように、将来は、個別の産業につきましても公害防止上の配慮からその関税の引き下げ等も積極的に検討をさしていただきたい、かように考えております。

○松尾委員 現在国内物価が非常に急騰いたしております。大豆とか生糸、合板等がうんと上がつて、そして価格を狂わせて、いよいよきょうから連合審査がそういう問題からもなされるわけでありまして、そういうときには何となく貿易面からいへば輸入を増加していくのが一つの大きな物価安定の方策だろうと思ひます。しかし、そういう中で関税政策として寄与

できるものは一体どういふものがあるかと考えてみますれば、やはり国内物価が急騰いたしておる場合に、輸入物資につきましては関税の大幅な減税または一時的な免税措置というものをとるべきではなからうか。そしてそういう面から、日本の過熱しておるこのいまの投機取引等による物価の急騰というものがあつますが、その鎮静的な作用も関税制度の中であつてもいいのじやないか。大きく関税制度の方向を転換させる意味からして、そのような一つの物価安定関税と申しますか、そういうものの構想をおとりになる考へがあるのかどうか、この点を聞いておきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 物価が急騰いたしました場合に、弾力的にその関税を引き下げる、こういう仕組みをいたしましては、現在定率法の第十二条に、主要食糧すなわち米とか麦とか、こういつたようなものの四品目と、豚肉と砂糖に限りまして、政令によつて関税を引き下げることができる制度が設けられておるわけでございませう。特に豚肉に関しましては、国内価格が最近非常に高騰をしておりますので、現在その政令を発動いたしまして、豚肉の価格の引き下げに役立つておるわけだと思ひますが、御承知のように、その税率、租税法主義との関連とかいろいろなむずかしい問題がございまして、こういう一時に物価が非常に急騰をいたしました場合に関税で作用するというものを、全然これは役に立たないとは考へておりませんが、私どもとしては、最近におきましますように、いろいろな面におきましてある品目の物価が買ひ占めその他によりまして急騰をするような事態に備へまして、やはり何らかの非常に限定をされた形におきまして関税でこれに対処し得るような方法も、これは検討をいたす価値のある問題であらう、かように考えております。したがつて、この点につきましては今後の検討課題として勉強させていただきたい、かように考へておるわけでございませう。

○松尾委員 そういふときには、時期的に政府の

施策は非常におくれてまいりませう。土地の問題につきましても早くからいわれておりながら、上るだけ上がつてしまふ。証券もそうでありまして、いま商品取引所における取引も全部手がおくれておられて、もう行くだけ行つたところで対策を立てよう、こういう傾向が非常に強いようであります。ですから、これは事前によく御検討なさいます、そしてそういう国民生活の特に基本物資、そういうものに対しては基本的に考へてなされまして、随時発動ができるような体制をひとつ勉強していただきたい。これは日本の現状から、関税制度の大きな一つの構造の変革、時代に即応する一つの方向であらうと思つて、特に推進方を要望しておくものであります。

それから、輸入物資の価格の追跡の問題でありますけれども、これは各省が一生懸命になつてやっております。通産、農林、経済企画庁も一生懸命をやつておるわけでありませうけれども、円の切り上げ、為替差益、二〇%の一律関税引き下げ、それがどのように入輸入物価にあつたか。また今回の円のフォートもありませうけれども、これは現在のところ非常にむずかしいと思ひますけれども、その輸入物資、それがいろいろな要素で当然国内価格といふものが下がつていかなければならぬ。他省のことはこゝで言つてもしょうがありませんけれども、大蔵省所管の物資について、円の切り上げとか二〇%の一律関税引き下げとか、そういうものがどのように入輸入物価といふものにあつておるか、こういう点はいかがでございませうか。

○大蔵政府委員 大蔵省所管物資と申しますと、酒、たばこであらうかと思ひます。それぞれの所管が国税庁あるいは専売公社、こういうことでございませうので、そこからお答えをするのが適當かと思ひますが、関税局で調査をいたしましたところの実態的な価格に關して申し上げますと、昭和四十七年度の関税体系によりましてウイスキーの関税率が一リットル五百五十円から四百九十円に下げられたわけでありまして、この結果、これ

はデパートで調べたものでございませうが、輸入ウイスキーの国内小売り価格、たとえばジョニーウォーカーの黒は一本二万円から九千円に、ホワイトホースは四千八百円から四千六百円に値下げされておりますし、さらにその後ボンドのフロートが昨年の六月に行なわれまして、例の並行輸入の実施が十月から行なわれまして、その結果、昨年の秋ごろから小売り価格の低下が行なわれまして、先ほどのジョニーウォーカー黒が一本八千円に、ホワイトホースが三千九百円に値下げをされておるわけでございませう。さらに、昨年の十一月の関税の一律二〇%の引き下げが実施されました結果、ウイスキーの関税率が一リットル四百九十円に下げられましたものが三百九十二円に引き下げられました結果、ジョニーウォーカーの黒が一本七千円に、ホワイトホースが三千五百円に値下げをされたわけでありませう。

たゞこれに關しましては、昨年の三月三日の物価対策関係協議会におきまして通貨調整に伴う物価対策の強化、こういうものが決定をされました、これに従ひまして昨年の五月から外国の製造たばこの小売り価格が平均五%程度引き下げられた、こういう現実があるわけでございませう。

○松尾委員 大蔵物資についてはわりと答えが出ましたけれども、通産省物資等につきましてはこればかりでなく出ませんで、いま一生懸命奮闘してやつておるような状態でありませうけれども、今後ともなお、五%とかのたばこ等の問題もいろいろまた研究すべき点があるのじやないか、こう思ひます。また今度は、再切り上げ等に関連してまいりますし、大きな財源でありますし、これは国民の消費物資には関係ないわけでありませうから、今後とも大きな研究課題であらうということをおし上げておきたいと思ひます。

緊急関税制度の問題でございませうけれども、これもやはり関税率審議会というものが答申をしておられます。弾力的にこれは運用していくべきである、このような答申でございませう。このように関税が大幅に引き下げられる、今後とも日本が

主権を持つて関税引き下げを大きく国際舞台でやっていたこととしておる。もう輸入自由化というものも進展してまいりました。輸入非関税障壁もだんだんこれは低くなつてまいりました。そういうことから見ますと、やはり万一の場合に備えまして歯どめというものが当然必要である。ですから、この緊急関税制度というものの弾力的な運用というものが答申されておると思うのであります。このような問題につきましてどのようにお考えであるかということをお聞きしておきたいのであります。

○大蔵政府委員 御指摘のように、輸入の自由化あるいは関税の引き下げ、世界の自由貿易体制を推進させるためにわが国の門戸が開放されるに伴いまして、逆に国内産業を保護するという必要が起ってくる事態も予想されるわけでございまして、したがって、御指摘のように、一方におきまして開放経済体制を推進いたしますとともに、逆に、いざという場合に、できるだけ機動的にすみやかに緊急関税というものが発動し得るような体制を整えることは、非常に重要なことであると考へております。

○松尾委員 必要であるということでありましても、現在の関税局、その中の一つの現行体制です。緊急関税を必要とする場合に、すばつといけるかどうかという点はいかがですか。

○大蔵政府委員 昨年の九月に関税率審議会の中に特殊関税部会というものを設けていただきました。特殊関税部会というものが緊急関税の発動の実施上の機構として機動的に発動し得るよう、現在緊急政令の準備その他をいたしておるところでございます。

○松尾委員 発動ができるというように政令改正等をするというならば、早目に整備されておく必要があると思ひます。

最近、電算機関係でございましてけれども、これは何か自由化されるような動きがある。まだわれわれ十分承知いたしません。これは商工委員会におきましてもいまからいろいろ議論の対象になる

かと思ひますけれども、先走つた話でございましてけれども、自由化された、そして今度はアメリカ等からこれがどんどん輸入急増するというようなことは、やはり業界が思つておるというよりも、通産行政上からはいろいろ緊急的な対策を考へるべきじゃないかというふうなことも思われるわけであります。具体的問題に入りますので、あなたのほうではいまだどうということはありませんが、そういうものが自由化されると大きな問題でありますが、そういう問題についてやはり何らかそこには歯どめというものが要するんじゃないか。おたたくのほうの発動体制がおくれしていきますと、それだけ電算機業界に大きな影響を及ぼしますので、あわせていかかであらうかと心配するわけであります。どうでしょうか。

○大蔵政府委員 御指摘のように、一般的に自由化の推進体制に備へまして、緊急関税等の発動体制を至急整備する必要がありますと私も考へております。

○松尾委員 以上で私の質疑を終わるわけであります。

何といたしましてこの日本のいろいろの制度が、いま輸出中心から国民生活を優先して、いこう、物価の安定に役立てていこう、あらゆる政策がそのようなほうを向いておるわけであります。ですから、関税制度におきましても、そのような大きな基本的な命題に従つていろいろ御検討されて、苦心されていらつしやるわけでありますけれども、本日はたゞいままでいろいろ私が質疑をいたしてまいりまして、今後大いに関税行政上取り入れていかなければいけない、またいろいろおやりにならなければいけない、ということがあつたわけでありまして、そういうことを今後の関税制度上の一つの宿題とされまして、しっかりとやっていってほしいと思ひますのでありますけれども、最後に局長のお考えを聞いて私の質問をやめたいと思ひます。

○大蔵政府委員 御指摘のように、関税関係に関

しましてもいろいろなむずかしい問題がこれからあると思ひます。しかしながら、やはりこれから日本の経済体制に即応いたしまして、私どもの今日までの関税のあり方の考え方を改めて、ここで再検討いたしまして、長期答申に盛り込んでおりますような線に沿ひまして今後努力をいたしたい、かように考へております。

〔委員長退席、大村委員長代理着席〕

○大村委員長代理 武藤山治君。

○武藤(山)委員 ビンチヒッターで突然質問をするということになりましたので、通告がたいへん不親切で、答弁側のほう、通産、農林、企画等の担当者はあるいはいないのではないかと思ひますが、いないところは保留にして、たいへん気の毒だと思ひますがひとつ質問を続けたいと思ひます。

最初に、政務次官に、大所高所からながめた今日の経済動向と関税に関連のある問題点をお尋ねしてみたいと思ひます。

提案理由の説明の中にも、今回の関税率の改正については三つの大きな柱、一つは、経済情勢の推移に対応して対外経済関係の調整をはかるのだ、これが第一にある。第二は、国民生活の安定に資する等の見地から、特に物価関係、生活関連物資を中心とする改正、第三は、手続上の小さな問題であります。制度の整備、この三つが今回の改正の柱であり、ねらいであると述べられておるわけであります。昭和四十六年八月のニクソン・ショック以来、日本政府は何か円とドルとの関係を改善をしなければならぬということで、第一次対策、第二次対策、さらに昨年十月の最後の第三次円対策に及ぶ広範な輸出超過の今日の日本の情勢というものを改善しなければ、アメリカをはじめ世界の先進国からの圧力がますます強くなる、これは日本の経済、財政運営についてたいへんな問題に発展するだろうという予想で第一次、第二次、第三次の円対策が行なわれたわけでありまして、この三つの円対策の結果、どのよう効果があったかと御認識でございまして、ひとつ政治家として、与党の副大臣として、どの

ような見解を持たれておるか、披瀝してください。

○山本(幸)政府委員 いまお話しの一昨年夏のドル防衛以来、わが国の対外経済政策がいろいろ進行してきたわけでありまして、特に円対策として政府は三回にわたりました対策を打ち出して、それが実現、実施に向かつて進んでまいつたわけでありまして。

その方向としましては、まあいろいろあるわけですが、まず第一は、輸入をなるべく拡大していくという方向、つまり世界経済はブロック経済ではなく、また保護貿易主義でもなく、やはり市場を拡大して自由貿易の方向という大筋に向かつていかなければならぬということは御理解いただけたかと思ひますが、その方向に向かつてわが国も進んでいく。で、輸入の拡大をやっていくという方向、これは輸入の自由化、いま三十三品目残つておりますけれども、できるだけ輸入の自由化をしていく、あるいは資本の自由化ということも考へていくということ、それからさらに関税をなるべく引き下げること、それからさらに関税関税という問題、これは先進国としての責任といひましても、南北問題という非常に重要な問題に貢献する意味において特惠関税制度をひとつぜひ進めていかなければならぬということ。ただ、これについては国内の中小企業に關連する物資が多ございまして、それらについてはひとつ十分配慮をしていかなければならぬ。あるいは非関税障壁の問題がいろいろございまして、これは輸入ワケの拡大など、いろいろの項目にわたる対策をやつてきたわけでございまして。また、今度は輸出につきましては、輸出の適正化といひますか、輸出が黒字基調国という強さを發揮しておりますので、それに対して適正な輸出をしていく、それにオーダーリーなマーケティングをやつていく。そういう方向で輸出を適正化していくという意味でいろいろな施策が行なわれまして、従来は輸出振興についていろいろな施策が行なわれておりますけれども、それらについても

それぞれ適切な手を打っていく。あるいは賢管
令の実施もいたしてまいっております。

さらに、資本の自由化ということにつきまして
も、これも一〇〇%やろうという方向で今日進ん
でおります。

また、日本の置かれております立場からい
まして、世界経済の中でわが国の責任を果たす意
味において、経済協力をさらに一段と拡充して
いかなければならないという意味におきまして、
経済協力の強化をはかっている。

さらに、先ほど来お話がありますように、今日
の日本の国内の体制というものを、今後、いまま
での体制から、福祉を充実して国民の福祉優先を
していく、そういう構造的な改革をひとつ大いに
はからねばならぬ。そういう方向で今日まで進ん
でおります。

それらにつきましては、いろいろこれらの方面
で効果があらわれておると存じます。できるだけ
そういう方向で政府は努力を重ねてまいったつも
りでありまして、これらについてはなおまだやり足
らない面も私は多分にあることは否定できないと
思います。今後はいま申し上げたような方向で
やっていかなければならぬもの、かように存じて
おります。

○武蔵(山)委員 効果があらわれていると次官は
おっしゃいますが、あまり効果があらわれていな
いから、アメリカからたいへんな不信を買って、
アメリカ国内における次から次への立法の動きが
強くなっている、こう見ざるを得ないのでありま
すが、何か具体的なそういう効果、こういう点と
こういう点とこういう点がごんごんあいにくに効果
があつておりますと、具体的に認識されている効
果の中身というのはどんなことですか。

○山本(幸)政府委員 先ほど来申し上げたのは、
一つの抽象的なことばだから、それを数字的にあ
らわせないとお話であるかもしれませんが、これ
らの効果を計量的に、数字的にあらわすことはな
かなかむずかしい。しかし、私がいま申し上げた
個々の点については、それぞれのいろいろな具体

的な手を打ったわけでありまして、また、その効果
については、やったからすぐに効果がほんの短い
短時日の間にあらわれるというものでもないもの
中にはあるわけでありまして、逐次そういう浸透と
いいますか、そういうことがだんだんとあらわれ
てくるという段階にいままだあるように思うわけ
です。

○武蔵(山)委員 そういう政治論争をやっている
と、質問の中身がなかなか具体的なものに入れま
せんから、やめますが、次官、やはりこのドルと
円の関係というのは、日本だけが幾らあせいで、
こうせいと手を打つてみても、なかなか——これ
はアメリカの経済の構造的な問題が根本的な問題
である。もう一つは、日本としては、これからソ
連から原油を輸入しよう、あるいは中国からも原
油を買おう、やがては中国から鉄鉱石を買おう、
石炭を買おうということに発展をしてくると思う
のです。

そういう場合に、やはりアメリカは日本に売
るものが何があるのかとこうなってくると、確かに
人工衛星を打ち上げる先進的な精密科学技術、こ
ういうものは世界に最たるものがあるか知りませ
んが、軍事生産を中心としたアメリカ経済体質と
いうものは、何と云っても軍事工場製品というも
のが圧倒的な強みであつて、平和産業物質におい
ては日本や西ドイツにもうすでに追い越されてし
まった。それが、軍事産業から平和産業に転換を
して、西ドイツや日本と拮抗できる体制になるに
はかなりの年数がかかる。そういうアメリカの経
済構造そのものの問題を解決できないと、なか
か日本とアメリカの均衡貿易というものは、私は
成立しないのではないかと。

したがって、そういう状態なら、いつも日本を
裸にし、日本を犠牲にしてこのアンバランスを解
消しようという、たいへん無理な、大国のエゴイ
ズムが日本を押しまくる、こういう結果に私はな
るのではないかと。特に、これから原料をアメリカ
から買わずに、アジア諸国の、日本の近隣諸国か
ら買おうということになると、ますますこの均衡

を保つということは、アメリカと日本の貿易関係
の帳じりが均衡になるということは一そうむずか
しくなるのではないかと、こう私は心配しております
であります。次官の所見、いかがですか。

○山本(幸)政府委員 日米の経済関係は、たいへ
んにいま日本の出超になつておる、去年のアメリカ
の貿易赤字の三分の二は日本のせいだ、こうい
うことをいわれておるわけでありまして、私も、い
まお話しのように、ドルと円との関係において
は、ドルも大いに反省をしなければいかぬ。ドル
が今日の世界経済のいろいろ、いわば混乱とも
言つていいかと思いますが、そのほんとうに大
きな責任を私はドルが持つておると思う。それら
については、わが国としても、アメリカ側に言う
べきことは私は言わなければならぬ、こう思うわ
けであります。

いまのお話は、日米の貿易構造の中身の問題で
あります。日本側から行つておるものも多くは、
日本の工業生産品が多いわけでありまして、しか
し、日本としては、将来も東南アジアをはじめ
め、発展途上国の関係もこれあり、やはりいわれ
ておりますように、知識集約型の産業というもの
にならざるを得ない、そういう方向に行かなけれ
ばならぬ。一方においては、農業というものを、
自給度を考えながら国内でできるだけ維持してい
くという方向に行かざるを得ないのではないかと
思うわけでありまして。

アメリカの経済の姿も、おそらく今後ベトナム
戦争が終結をいたしますれば、お話しのごとく、
平和産業的に改変をせられてくるであろう、そう
すれば、アメリカからなほ今後、原料としてでは
なくて、製品として買うという品物もふえてくる
可能性もあるのではないかと、私はこう思うのであ
りまして、少なくともいまのような大きな日本の出
超という姿には何がしかの違った形があらわれて
くる可能性をはらむのではないだろうか、こうい
うふうに思うわけでありまして。

○武蔵(山)委員 政治論はこの辺でやめて、具体
的に関税の収入ですが、四十六年度、七年度、八

年度、この額をちょっと発表してください。
○大蔵政府委員 関税収入について申し上げま
す。

四十六年度が、純収入が三千五百九億円でござ
います。それから石炭特会の関税収入が九百八十
九億円で、合計いたしまして四千四百九十八億
円が実績でございます。

それから四十七年度が、当初予算の一般会計分
が三千四百四十六億、石炭・石油特会が千二百
五十九億、合計四千四百五億円でございまし
て、実績見込みが、一般会計が三千五百四十六億
円、石炭・石油特会が一千二百十九億円で、合計
四千七百六十五億円でございます。

四十八年度、今回お願いをいたしております分
が、一般会計が四千二百八十億、石炭・石油特
会が一千三百四十四億、合計をいたしまして五
千六百二十四億と相なっております。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、石炭特会を
除いた、いわゆる重油関税を除いた推移を見ます
と、関税はそう減つておりませんね。四十六年が
三千五百九億、四十七年が三千五百四十六億
円、四十億円ばかりこれはふえておりますね。来
年度が四千二百八十億、だいたい関税がふえま
すね。これはもちろん輸入の量がふえるから量割
り、当分の税がそういう場合にはふえますが、この関
税収入がふえる最大の根拠は何ですか。

○大蔵政府委員 やはり御指摘の輸入の拡大に伴
います関税収入の増が一番大きな原因かと思いま
す。

○武蔵(山)委員 特にこの中身は、なかなかバラ
エティーに富んでおりますから、関税品目が多い
ですから、簡単に分析できないと思ひますが、約
一千億円関税収入がふえる。国民には、関税が
くつと安くなつてかなり安い品物がほとんど買え
るのではないかと期待があるわけでありま
す。これだけの増収になるわけでありまして、生
活関連物資なり国民の日常生活に必要な物資が、
従来と比較して、昨年の十一月の関税率引き下げ
によつて二〇%、それから今回の引き下げによる

いう形にこれから姿勢を変えていきたいということだから、これ以上この問題は後質問いたしません。あなたが局長からやがて次官に就いてしまつて、とうとうだめだったということにならないうちに、在任中に手がけておいていただきたいということを期待いたしておきます。

時間があと三十分しかありませんから、関税の問題ばかり、この表についてばかりやっているわけにいきませんので、次の問題に移ります。

関税率はゼロかもしれないが、目下綿糸、生糸、それから絹糸、これがないへん値上がりをしてしまつて、私の地元は織物産地の足利というところでありますが、機屋さんがこぼすこぼす、これでは糸を仕入れて織つても、売るところになつてとても売れないだらう。たとえば六十番手の綿糸が去年十二月ころは一コリ十九万円くらいだったのが、二月に入つたら二十九万、卸屋からの請求書の問い合わせの値段が二十九万円だった。これは糸をつくつてもとても売れない。したがって、注文をつてみたけれども引き取れないのだ。そういう姿が織り屋さんをたいへん困らしている。したがって、製造業者は、原糸の値上りによつてどうしていいかといま苦しんでいる。きょうの新聞によると、農林省あるいは通産省は取引を一応停止した、立ち会いをやめた、こういうことで指導が始まつたようであるが、まづ最近の、特に商品問題で問題になっている大豆、羊毛、綿花、生糸、木材、これらの輸入の動向ですね。統計資料は大体四十四、五年しか出ていないので、六年、七年が出ていまいきませんので、現状の確にマッチした論争がなかなかできませんが、最近の数字、大豆は農林省、輸入量はわかっていますね。大豆の昭和四十四、五年はわかつておるのですが、六、七年このアメリカからの輸入量あるいは輸入の単価、中国からの輸入量、単価、これをひとつ明らかにしてくれませんか。

○有松説明員 大豆はいまわかりません。

○武藤(山)委員 あなたのほうでいまわかつていのは何ですか。

○有松説明員 生糸です。

○武藤(山)委員 それじゃ、とりあえず生糸だけ、輸入の量と単価、できれば主要な輸入先二つぐらいの国名を発表してください。

○有松説明員 生糸の問題でございしますが、輸入量は最近この一、二年非常にふえておりますが、国内需要が四十五年、四十六年大体四十万俵、これは六十キログラム単位でございします。これに対して、四十七年は景気の回復もございまして、国内需要が急速に増加いたしました五十万俵、こういうことになっております。

これに対して輸入数量は、四十五年が約六万六千俵でございします。四十六年が九万八千俵、四十七年が十六万八千俵、こういうふうに加増しております。

この輸入先でございしますけれども、半分以上が中国、それから韓国が若干ございします。この二カ国で輸入のほとんどでございします。

それから輸入の価格でございしますが、中国からの輸入の生糸、これはCIFで、一月現在でキロ六千円でございしますが、最近一月の途中で建て値を七千二百円に引き上げまして、二月にさらに九千六百円に建て値を引き上げております。しかし、まだ現実には入つておりません。現実に入つておる価格は、いままでのものは六千円ないし七千円でございします。それから韓国からの生糸につきましては、CIFで一月現在では大体七千六百円、こういう状況でございします。

○武藤(山)委員 そうすると、五十万俵の需要があるのに十六万八千俵しか輸入がないということですか。五十万俵の需要、これは間違いですか。

○有松説明員 五十万俵、これは国内需要でございまして、それに対しての国内生産が三十三万俵でございします。それに対する不足分十六万八千俵が輸入、こういうこととございします。

○武藤(山)委員 そうすると、国内のはそう急速にふやせない。そうなった場合には、やはり輸入を二十万俵から二十五万俵くらいにもつとふやすす手だてをしないことには、いまのような価格問題は、なかなか需給関係で落ちつきませんね。それを二十万俵から二十五万俵にふやすために、中国ではどのくらい輸出余力があるか、そういうような検討、交渉はどんな状況になっているのですか。

○有松説明員 中国の輸出余力でございしますが、これは実は正確なデータはございしません。関係しておる人たちの意見を総合いたしますと、十五万俵あるいは二十万俵、こういうようなことを言っておりますが、実は正確な統計はございしません。しかし、これにつきましては、最近中国にわが国の大使館も設けられましたし、こういったルートを通じて、輸入の促進についてはできるだけ努力はいたしております。

○武藤(山)委員 韓国ものがキロ七千六百円で、中国の二月の注文した価格は九千六百円。それとも九千六百円というのは、ただ建て値であつて、契約の値段はやはり七千六百円、韓国同様ぐらいい買える見込みなんですか。

○有松説明員 中国が建て値を引き上げたと申しますのは、これから入つてくる契約につきましては九千六百円でなければ契約は結ばれない。これは国内の糸価も考へてのことではなからうかと思ひますが、国内の糸価がいま一万四千円程度になっておりますので、九千六百円でも国内の糸価よりまだ若干安い、こういうこととございします。

○武藤(山)委員 国内糸価というのは、中国の国内糸価ですか。

○有松説明員 いや、わが国のです。

○武藤(山)委員 そうすると、生糸の値段が大体一月の五〇%アップですね。一月の中国から輸入がキロ六千円でしょう。これから買うやつは九千六百円となると、一挙に五〇%の値上がりになるわけですね。それで、いま日本の糸価はこれに關連してどのくらい上がつておりますか。

○有松説明員 卸値を見る指標でございしますが、取引所の値段で申し上げますが、取引所の値段では、大体市中の卸値段とそう大きな違いはございしません。取引所の現物で申し上げますと、ことしの一

月で九千円台。これは毎日変動しておりますが、九千円台の値段でございしましたが、最近では一万四千円台、こういう状況でございします。

○武藤(山)委員 生糸はもうどうしても絶対量が足りぬというところに最大の原因があるわけですね。商社が買いためをし、売り惜しみをしている証拠というものは、事実関係は役所としては全然握つてないわけですね。そういうことは、どうしても輸入量が足りぬために単価が上がつておるんだ、農林省はこういう見方ですか。

○有松説明員 やはり先生おっしゃいますように、実需と申しますか、需要が最近非常に強調であるということが背景にございまして、その点で価格が上がつておる、これが一番有力な原因ではなからうかと思ひます。先生がおっしゃいますような商社によりまして買ひ占め、売り惜しみとか、こういうことは、私どもがいままで二、三聞きしました段階では、ほとんど行なわれてないというふうには聞いておりますけれども、なお、これにつきまといふは、私どももいたしまして調査をいたしたいというふうな考へております。

○武藤(山)委員 生糸の輸入商社で一番大きいのは、ランクで言うと、どことどことどこですか。

○有松説明員 いまここに商社別の数字は持つておりませんが、やはりわが国の商社の大商社といわれまます商社もかなりの量を輸入しておると思ひます。

○武藤(山)委員 それもひとつあとで資料で農林省管轄は生糸と絹糸もそうだね。

○有松説明員 絹糸は通産省でございします。

○武藤(山)委員 なかなかやつかいなんだね。羊毛は——これも通産省。大豆は農林省だね。

名前をひとつ資料で出してもらいたい。できれば、愛り扱った量も出してもらえるとありがたい。それはいいがですか。

○有松説明員 たいいとおっしゃいました資料でございますが、商社別の内訳が出来ますかどうか、ちょっと検討させていただきますか。思います。できるだけ御要望に沿うようにしたいと思います。

○武藤(山)委員 それから次に、農林省では大豆ですが、大豆はアメリカからの輸入と中国の輸入が圧倒的に多いわけですが、資料では、四十四年の単価がトン当たりアメリカものが三万八千八百十一円、四十五年が四万四千六百円、中国ものはちょっと高いようですが、四十四年が四万四千五百十三円、四十五年が四万四千六百円。この価格の推移は四十六年、七年とどのように動いておりますか。

○有松説明員 大豆の輸入価格でございますが、これは大豆の収穫に見合う年度で十月から九月という期間でとってみますと、四十四年の十月から四十五年の九月までの平均CIF価格がトン当たり百八十八ドル、それから四十五年の十月から四十六年の九月までの平均CIF価格が二百二十六ドル、それから四十六年十月から、ちょっとこれは最近の資料が手元にございせんが、四十七年の八月まで、この平均が百三十八ドル、こういう状況であります。

○武藤(山)委員 これは中国のものアメリカのものも大体同水準と見てよろしゅうございせんか。それはどちらの値段ですか。アメリカからののですか。

○有松説明員 いま手元に中国、アメリカの国別がちょっと見当たりませんが、これは平均の値段でございます。

○武藤(山)委員 輸入の量は手元でわかりますか。アメリカからのどのくらい、中国からのどのくらい年度別に輸入をしてきたか。量についてわかりません。——そのくらいのことばちゃんと資料を持ってきて答えられませんか。

○有松説明員 正確な数字で申し上げないといけませんので……

大豆の国別の輸入量でございますが、四十四年が二百五十九万一千トン、そのうちアメリカが二百二十一万四千トン、中国が三十七万七千トン、四十五年が全体で三百二十四万四千トン、そのうちアメリカが二百九十五万二千トン、中国が二十九万二千トン、四十六年は全体が三百二十一万二千トン、うちアメリカが二百九十一万七千トン、中国が二十八万三千トン、それから四十七年でございせんが、四十七年は全体で三百三十九万六千トン、うち米國が三百三十二万六千トン、中国が二十五万四千トン、こういう状況でございます。

○武藤(山)委員 そうして見ますと、輸入量の推移というものが漸増で、大体需要に見合っているのじゃないかとという印象でございますけれども、実際は、いま大豆がばんと上がったのは、こういう状況で輸入をされているのが一挙に需要がふえた、何かふえる要因があったのですか。この前、大臣の答弁では、中国の船積みがおくれたためだ、こう答えておられるのですが、中国からの輸入量というのは少ないですね。二十五万トン、二十八万トン、二十九万トンということで、全体に占めるウェイトはアメリカが圧倒的に多いわけですね。したがって、アメリカの船積みがおくれたというならばかなりの影響があると思うのだけれども、ここは実際はどうなんだろう。

それじゃ、まず国内の総需要というのはいまどのくらいの量を必要とするのか。

○有松説明員 いま申し上げました輸入量に国内の生産を加えたものが大体国内の需要をまかなっているようにございせんが、国内は大体現在生産量が十二万トンほどございせんけれども、そのうち農家の自給の分を除きましたいわゆる国内の流通に回っておりますのが五万トンでございます。したがって、これを加えました大体三百三十三万トンが国内の需要でございます。ただいまのところ数量といたしましては、大体国内の需要は充足されておりますが、ただ、最近非常に急

騰しておりますその背景は、国内と申しますよりも、これは国際商品でございます。国際的な需給が非常に引き締まって値段が上がっております。その一番大きな原因といたしましては、アメリカは最大の輸出国でございますが、アメリカにおきまして天候のためによる大豆の不作、あるいは作付制限もございせんが、そういった生産国の事情、並びに需要側といたしましては、ソ連等の大量の買い付け、こういったような国際的な需給の不均衡というものが価格高騰の背景にございまして、そういった点から国内でも価格が影響して高騰をしておるといふふうに見えております。

○武藤(山)委員 大体わかりましたが、しかるば、大豆の現在の輸入価格がわかりますか。先ほど発表になったのは四十六年九月から四十七年八月までの百三十八ドル。ごく最近のアメリカからの輸入価格というのはいまどのくらいしておるのですか。

○有松説明員 恐縮でございますが、実は農林省の中で担当が私のほうでなく、食品流通局の担当でございますので、ちょっといま手元に最近の輸入価格の資料を持っておりません。

○武藤(山)委員 それがおかしいと、いま大豆の問題、とうふの問題、しょうゆ、みその値上がりの問題、その真の原因は何か、その真犯人の追及はできませんね。したがって、これはあとにしましょう。

せっかくですから、通産省、お見えになつていらつしやいますね。——農林省のほうはけっこうです。またあとで資料を持って担当を連れてきてもらったときに聞きましょう。それとも資料を私のところにあとで届けてくれれば一応調べておきます。

通産省、羊毛ですね。いまサラーマンまでで、背広をいまのうちにつくっておかないと、六、七月ごろになると背広の値が上がる、同じ月賦ならいまのうちに背広をつくれというので、洋服屋がたいへん忙しいというので、友だちの洋服屋から電話がかかってきて、ほんとに六、七月

ごろになるとそんなに上がるのかという問い合わせなどもきておる。国民全体から見ると、いまの羊毛の値上がりというものが、衣服関係のあらゆる分野でたいへんな心配、不安を持たれているわけですね。羊毛の現在の輸入価格というのはどんなぐあいに推移しておりますか。私のほうは四十四年の企画庁の経済要覧に基づいて言っておるのですが、円に換算して、キロ当たりオーストラリアから輸入の羊毛が四十四年が四百五十四円、四十五年三百九十一円、アルゼンチンからの羊毛は、四十四年三百三十七円、四十五年三百三十二円。その後の四十六年、四十七年、最近と、ちょっと発表してみてもいいかもしれません。

○有松説明員 御質問のありました原毛価格につきましては、まず数量から申し上げますと、一昨年、七一年でございせんけれども、輸入数量にして三億八千万キログラム程度輸入しております。七二年に至りまして、三億六千二百六十二万、非常に伸びております。金額にいたしますと、七一年が二億七千六百六十六万、七二年に至りまして四億六千四百九十万ドルとたいへんはね上がったしております。これは単価がキログラム当たり従来ですと九十セント程度でございました。七一年九十セントでございましたけれども、七二年に至りまして一ドル二十八セントと約五割くらい値上がりしております。

日本の原毛の輸入でございせんけれども、これは八割程度が豪州から輸入いたしております。あと残りは南ア連邦、ブラジル等ごくわずかでございまして、豪州の原毛の需給によりまして価格が左右される、こういうことでございます。実は豪州のほうは数年前までたいへん景気がよろしゅうございまして、羊約一億八千万頭ほどありまして、世界の羊の不況、特に大口需要家である日本の不況が災いいたしまして、先方の牧羊業を大幅に縮小いたしまして、現在私どもの推測では一億三千万頭程度しか羊がいらないということ、昨年の一月一六月に比べて、ことしの一月一六月のオーストラリアにおける競売場——原

毛を競売いたしますけれども、競売場に出る原毛の数量は約六割程度に減つておるといふ見通しです。したがって、今後とも需給はタイトであらうという予測はできるわけです。

○武蔵(山)委員 そうすると、結局、量をふやそうとしても絶対的にふやせないというもののなか。それともアルゼンチンなり他の地域なりで羊毛というものを、たとえばモンゴルとの国交回復があるのだし、モンゴルとか何か別な面で羊毛というものを確保するという手だてというものは、通産省、やっていますのですね。

○堺説明員 わが国の羊毛業者が買います羊毛はメリノウール種と申しまして、毛の長い豪州でしかできないものでございます。実は南ア連邦にはメリノウール種が若干ございまして、その他の諸外国の羊は雑種と申しまして、どちらかといひますとツイードとかホームズパンのように毛の太いものが中心でございまして、したがって、今後わが国の需要をメリノウール種から雑種に向くよう指導することが一つ。

それからもう一点は、たとえばブラジルその他後進国でメリノウール種を育成いたしました、それを開発輸入するということも考えられないではないわけでございますけれども、気候によつて同じメリノウールの羊毛の長さ、太さがすぐ変わつてくるというところで、これの相当長期間の技術的かつ気候的な問題を克服しなければならぬという難点がございまして。

私もといたしましては、化学繊維の中でアクリルと毛の混紡を推奨するように考えておりますが、長期的に見ますと、毛の国内における需要といひますのは、従来はばばいばいございまして、今後とも伸びる見込みはそれほどございせんので、アクリルの混紡をふやすことによつて対処してまいりたいというふうに考えております。

○武蔵(山)委員 そうすると、四十六年は三億八百万キログラム、四十七年は三億六千二百六十万キログラム、四十八年はどのくらい輸入される予定ですか。

○堺説明員 四十八年度は、先ほど申しましたように、豪州市場における出荷が六割程度に減りましたので、四十七年度にすでに商社が四十八年度分の手当てを相当いたしております。従来豪州市場におけるわが国の占拠率というのは大体四割でございまして、四十七年の後半に達して五割程度にふえております。したがって、買い付け量は四十八年度はふえる見込みはございせんけれども、需要に見合う総量はある程度確保してあるというふうに考えております。

○武蔵(山)委員 そうすると、前年の三億六千万キログラムは確保できる、量としては四十七年とことしは同じくらい確保できると理解していいですか。

○堺説明員 七二年の三億六千万キログラムには七三年、本年分の先買いと申しますか、その分が含まれておりますので、七三年には若干減るといふ見通しでございまして。

○武蔵(山)委員 そうすると、オーストラリアがそういうことで羊の頭数が減つてしまつて、ちやうくらちやうとは、生きものですか、きょうあすにふやすというわけにはいかぬ性質のものでありまして、当分の値段といふものは、昨年と比較して輸入のほうは五割の値上げ、そうすれば問屋から織物屋に行つて小売りに行く、なるほどこの原毛を使つて製品をつくる、ことしの秋ごろからはたいへん高い洋服を着ることになるという庶民の心配は当たつておりますな。通産省、どう考えますか。

○堺説明員 実は私、ここに新聞の切り抜きを持つてきておりまして、これは三月一日の織研新聞という繊維の専門紙でございまして、それに就いておる記事でございまして、見出しは「毛糸騰勢ストップか」ということで、その内容を申し上げますと、国内の毛糸消費量から見て、いま流通段階で将来先高を見越して、先買いといひますか在庫といひますか、それが相当かか過ぎじゃないかという反省が出ておる。あまり値が高くなると消費

費者は買わなくなるだろうということが一点。それから、これ以上毛糸の値が上がりますと、紡績の皆さんは、将来値が下がったときに非常に危険なものですから、あまり手当てをしなくなるというふうなことがございまして、この辺で需要はふえないのじゃないか。そうすると、価格的には原毛のほうは若干高くなつておりますから、確かに小売り値段は一時的には上がることもあるかと思ひますけれども、また市況産業でございまして、景気が悪くなるとすぐ下がることもございまして、私どもとしては先行き騰勢が続くというふうには考えておらないわけでございます。

○武蔵(山)委員 騰勢は続かないけれども、輸入の価格が五〇％上がるということは、あなたの先ほどの説明でやや理解できるわけだ。そうすると、この輸入の価格も五〇％上がらぬ、三〇％くらいか、どの程度になりますか。

○堺説明員 流通過程を少し御説明いたしますと、原毛の価格が製品にどのくらいはね返るかということがおわかりいただけるかと思ひますけれども、実はせびろ一着がたとえ三万円といひますと、その三万円の中で原毛の値段に占める割合は従来は五割くらいであつたわけでございますけれども、六、七割でございまして、したがって、千五百円から二千円の間でございまして、その値段が若干値上がりしても、本来ですと、最終製品が何千円という値上りになることはないかと考えております。現にデパートあたりでは、せびろの値段をあまり上げますと需要が減るといふこととから、問屋さんのほうに注文を出しまして、なるとだけ値を下げるというところで、値が上がりませんように協力をしていこうという状況でございまして。

○武蔵(山)委員 それじゃ、時間ですから最後、四十六年、四十七年現在の卸値段の単価をちよつと発表してください。

○堺説明員 卸値と申しますのは、先ほど農林省のほうからもお答えがございましたように、取引がございまして、その相場値が一応反映されるといふふうに考えておりますけれども、これは月別に持つておりますが、四十七年一月に毛糸は一キログラム当たり一千二百円しておりました。それが本年の一月に二千四百八十八円とたいへん高騰しております。立ち会い停止を本日からいたしたけれども、八日の値段は三千九十九円といふことで、この辺の値段につきましては、原毛価格が相当上がつていまして、原毛価格がオーストラリアの価格で大体四倍上がつておりますけれども、それを反映しておるわけでございますが、そのほかにも、過当投機、過剰流動性を背景にしたそういう問題もあるかと考えております。

○武蔵(山)委員 去年の価格の倍ですね、倍以上、三倍だね。一年間で三倍、これであなた、せびろの中には原毛の占める比率が非常に少ないから、せびろ一着分の値上りはわずかだといふふうに盛んに説明しているけれども、商品価格の値段が、原毛が三倍に上つてしまふという事態では、かなり小売り商品にまで響くという感じがするがね。そんな純毛品だなどというものは年間最低二割くらい上つてしまふのではないか。どのくらいでとまると思つていますか。

○堺説明員 実際に商売をやつておられる方々の考え方もございまして、その辺はなかなか見通しがつかないと思ひますけれども、先ほどとつと御説明を落としたのもう一度申し上げますと、オーストラリアのほうの値段が非常に上がつておりました、四十七年一月に一キログラム当たり豪州セントで百五十一セントであつたものが四十八年一月に四百二十四セント、最近では五百五セントになつております。したがって、現地で買つた原毛のほうもたいへん値上がりしているといふことで、それ自体が非常に異常ではないか。当初御質問がありましたように、その輸入先を多角化するといふようなことも今後考えられるし、それからアクリルとの混紡といふことで対処してまいりたいといふふうに考えておりますが、小売り値段も、先ほどもちよつとお話し申し上げましたように、急に高騰いたしますと消費者も買い控

えをする。これは長続きするものではないわけですから、一年でも待っていただければ、また安い洋服が買えるということにもなりましょうし、その辺は私もとして、なるだけここで買い急ぎをしていただかないように御協力いただければと思っていますわけでございます。

○武藤(山)委員 もう時間がありませんから、組織取引所三カ所を一時閉鎖をしましたね。一応どの水準までおりましたらまた閉鎖解除するのですか。閉鎖はしつぱなしというわけにいかぬでしょう。通産省のいまの見通しは、どこまで落ちついたら一応閉鎖を解除しようという目算がついておるのか。

○櫻田委員 取引所の担当は企業局でございますが、私、担当でないで、必ずしも明確なお答えができませんけれども、三千円を相当こえたところで立ち会い停止をしておりますから、三千円以下のレベルになればということだろうと思えます。ただ、それは客観的に過熱状態がなくなるといことが前提ではないかと思っております。

○武藤(山)委員 次官、いまの質疑応答を聞いていて感じますことは、これは、大豆にしても木材にしても羊毛にしても生糸にしても、一役所にまかしておいては解決のできない世界的な諸般の情勢がある。したがって、これはやはり国対国の大きなところからのパイプをつないで窓口を広げていかないことには、なかなか値段の安定というものはできない、こういう感じがする。いま予算委員会でも国内の商品市況の問題、いろいろ取り上げて議論をしておりますけれども、やはり次官会議あるいは大臣との話し合い、閣議の中で、いまの五品目くらいの問題、木材、大豆、生糸、綿花、羊毛、この輸入状況と今後の対策というものについて真剣に、ひとつあなたの提案で、政府部内でもっと大きな政治的な行動、発言に発展するように特に努力をしてみたいと私は思いますが、最後に政務次官の御所見を伺って、質問を終わりたいと思います。

○山本(幸)政府委員 お説のように、特に最近、

国民生活関連物資、食糧、衣料といったような、どうしてもなくてはならないというものがたいへん値上がりする、しかもそれは国内的要因といわんよりは、むしろ世界経済の中でインフレ的な、あるいは世界的に物価が上がつていく、そういう要因が日本に押し寄せてきておる、そういうことがたいへんあるように思うわけでありまして、食糧の問題にいたしましても、ソ連の非常な飢饉あるいは世界的な異常天候というものから、いままでは非常に違った状況が出てきておる。そういう意味では、そういう世界の全体の情報をもっと収集して、的確な判断の上に立つて、また国内の体制も十分考えながら対処していくものであろう、こう私は思うのであります。政府といたしましては、私が申し上げますまでもなく、そういう方向に向かつていまい進んでおる、こう私も承知をいたしておるわけでございます。お説については私も全く同感であります。

○武藤(山)委員 政務次官の一その努力を期待して質問を終わります。

○鶴田委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、暫時、休憩いたします。

午後一時三十八分休憩

午後一時四十六分開議

○鶴田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案を議題といたします。

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条に次の二項を加える。

4 経済事情の変動その他予見し難い事由により第一項の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額を増額する必要がある場合においては、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内において、当該運用対象区分ごとの長期運用予定額を増額することができ

5 前項の規定により増額することができ運用対象区分ごとの長期運用予定額は、第一項の規定により国会の議決を経た運用対象区分ごとの長期運用予定額のそれぞれ百分の三十に相当する金額以内とし、前項の規定により増額することとができる運用対象区分ごとの長期運用予定額の合算額は、第一項の規定により国会の議決を経た運用対象区分ごとの長期運用予定額の合算額の百分の十五に相当する金額以内とする。

第三項を次のように改める。

第三項 前条の運用対象区分ごとの長期運用予定額に係る資金及び積立金のうち、その運用対象に係る事業の性質上又は国会の議決を経た後の事由に基づき当該年度においてその運用を終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経て、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができ

その結果に基づき、これらの法人の予算又は会計について、国会の議決若しくは承認の対象とすること又はその他の方法により国会の関与が行なわれるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

○鶴田委員長 この際、提出者より趣旨の説明を求めます。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 ただいま議題となりました資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用が、受動的な資金の確実かつ有利な運用という性格に加えて、財政的資金の配分といった性格を兼ね備えるに至ってきているという現状に着目して、これら資金及び積立金のうち期間五年以上わたる長期の運用予定額について、国会の議決を経るものとする等の措置を講ずることとし、その法的措置として、今回の法律案を提出されました。

このこと自体は、財政投融资計画の国会議決問題に対する政府の従来の姿勢を大きく転換したものと評価するにやぶさかではありません。しかしながら、この問題に関し、国会論議を通じて私どもが長年主張してまいりました見地からいたしますと、遺憾ながらなお不十分な点が見受けられるのであります。したがって、この際、財政民主主義の立場をさらに一歩進める意味で、本法律案に所要の修正を行なうことが適当であると考える次第であります。

以下、この修正案のおもな内容を申し上げます。

まず第一は、いわゆる弾力性付与についての規定を追加することであり、

算総則に弾力条項を設けて、すべてをこれに譲っているが、法律上の規定に基づかないか、弾力条項は、その限界が無制限に拡大されるおそれがあり、また、五〇%という限度も、過去の実績に徴して過大に過ぎるものと考えられるのであります。したがって、資金及び積立金の長期運用予定額を増額する必要がある場合においては、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で増額することができ、これを法律に明定することとするともに、その場合の上限は、運用対象区分ごとの長期運用予定額のそれぞれ三〇%相当額以内とし、また、その合算額は、長期運用予定額の一五%相当額以内とする規定を新たに設けることとしたものであります。

第二は、繰り越し規定に対する修正であります。

政府原案では、長期運用予定額のうち運用未済額があるときは、自動的にこれを翌年度に繰り越すことができることとしたしておりますが、このような措置は事実上国会審議の空洞化を招く結果となりますので、歳出予算における繰越明許費と同様の考え方にのっとり、当該年度においてその運用を終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ予算をもって国会の議決を経て、これを翌年度において運用することができるよう改めることとしております。

第三は、いわゆる公団、事業団等の予算制度のあり方についてであります。

近年、これら資金または積立金の長期運用の対象機関に各種の公団、事業団等が多数含まれ、その活動分野も多方面にわたり、国民経済に与える影響も大きくなつてきております。また、これらの法人の業務の運営が、政府関係機関と同様に、国の財政政策と密接な関連を有し、その事業規模等も、資金源等からいって国の予算と関連連して決定されることが適当であることも、言うまでもありません。

このような観点から、附則に新たに一項を設け、「公団、事業団等が、運用をうけた資金又は

積立金を適正かつ効果的に使用することを国民的立場から監視するため、これらの法人の予算制度又は会計制度について根本的な検討を加え、その結果に基づき、これらの法人の予算又は会計について、国会の議決若しくは承認の対象とすること又はその他の方法により国会の関与が行なわれるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする」旨を規定し、これらの法人の予算制度または会計制度のあり方について、その適正化を期するための指針とすることとした次第であります。

以上が本修正案の概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げて、提案の説明を終わります。(拍手)

○鴨田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鴨田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。荒木宏君。

○荒木宏君 原案並びに修正案につきまして、日本共産党・革新共同を代表して意見を申し上げます。

今回の特別措置法案について、わが党として最も重視しているのは次の諸点でございます。

一、財政投融資計画が原資、運用計画とも全体として一括して明示されること。

二、その主要な原資が国民の拠出金であり、かつ日本経済の自主的、民主的発展とその他の資源の適正配分に果たす役割りの重要性にかんがみ、政府関係機関、公団、事業団等の毎会計年度の運用資金繰り越し残高についても、その運用先、運用金額等の運用実績が国会の審議を受け、国会決議によってその変更、組みかえがなされるように措置すること。

三、厚生年金及び国民年金については、社会保障審議会の答申を尊重し、これを分離して運用

し、拠出者の利益のために運用されるよう措置すること。

四、弾力条項は原則として認めず、翌年度繰り越し並びに当該年度の運用増額は、いずれもあらかじめ国会の議決を経たこと。

日本社会党並びに公明党提出にかかる修正案は、原案に対して部分的に改良の条項を付加していますが、前記の基本的観点から見れば、なお賛成しがたいのであります。

また、政府原案並びに附帯決議案は、国会議決という形式を整えながら、本質的に見て、その実は大資本奉仕の財政投融資計画を維持しようとするものであり、反対でございます。

○鴨田委員長 次に、広沢直樹君。

○広沢委員 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案に反対し、同法案に対する修正案に賛成の討論を行なうものであります。

財政投融資計画の国会議決問題に関しましては、わが党は、財政民主主義の立場から一貫して主張してきたところであります。今般、政府が従来の姿勢を大きく転換した点は、一応評価するものであります。その法的内容において、わが党の主張するところから大きく後退していることを指摘せざるを得ません。

まず、財政投融資の主要な原資である資金運用部資金及び簡保積立金の弾力的運用を特別会計の予算総則に規定された弾力条項にゆだねること、その限界が無制限に拡大される危険があり、しかも五〇%という限度が、過去の実績から見ても大きく過ぎることは論をまちません。したがって、修正案にいわれるように、資金及び積立金の長期運用予定額の増額については、予算で国会の議決を経た範囲内で増額すべきであり、また、その上限についても運用対象区分ごとの長期運用予定額のそれぞれ三〇%相当額以内として、合算額

は、長期運用予定額の合算額の一五%相当額以内とする規定を新たに設けることに賛成であります。

次に、繰り越し規定についてであります。政府原案のいうように、長期運用予定額のうち運用未済額があるとき、自動的にこれを翌年度に繰り越せるようにすると、国会審議が事実上空洞化してしまふおそれがあります。したがって、当該年度においてその運用を終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ予算をもって国会の議決を経てこれを翌年度に運用できるようにする。という修正案のほうが、財政民主主義という観点からも妥当だと考えます。

最後に、公団、事業団等の予算制度のあり方についてであります。各種公団、事業団等の多くは、資金及び積立金の長期運用の対象機関となっており、活動分野も広く、したがって、国民経済に大きな影響を及ぼすことも当然であります。その上これらの業務は、国の財政政策と密接な関連を持っており、事業規模も、資金源等からいって、国の予算と関連連して決定されるべきであることは、先ほどの修正案の提案理由にあったとおりであります。

したがって、公団、事業団等が運用を受けた資金または積立金が適切かつ有効に運用されるよう、国会の議決もしくは承認の対象とするなど、国会の関与が行なわれるよう、その旨を附則に新たに一項を設けることには私も賛成であります。

以上の理由によりまして、わが党は、原案に反対し、修正案に賛成するものであります。(拍手)

○鴨田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立少数。よって、本修正案は否

決されました。

次に、原案について採決いたします。
原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○鴨田委員長 ただいま、議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して木村武千代君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。高沢寅男君。

○高沢委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨を簡単に御説明いたします。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

申し上げるまでもなく、わが国の経済運営につきましては、国民福祉の向上をはかることが、当面する重要な政策課題の一つとなっておりますが、この課題達成のために財政投融資が果たすべき役割もますます大きなものとなっておりますのであります。

また、財政投融資の主要な原資である資金運用部資金及び簡保積立金が国民大衆の零細な資金の蓄積であることから、財政投融資計画に対する国民の関心も一段と高まっております。

本附帯決議案は、このような認識のもとに、財政投融資計画の今後のあり方と、これら資金及び積立金の運用にあたって政府が特に留意すべき点を取りまとめたものであります。

すなわち、財政投融資計画に対する総合的理解を一そう容易ならしめるよう努力すること、長期運用予定額にかかる資金及び積立金の繰り越しの実施及び弾力条項の適用については、実情に即した合理的な範囲内にとどめること、公団、事業団等については、その業務の運営に政府出資及び国

民の蓄積資金である資金と積立金が投入されている現状にかんがみ、これらの法人の設立された趣旨、目的に照らし、適切な業務の執行が確保されるよう十分配慮すること、財政投融資計画の策定にあたっては、今後さらに国民福祉の向上と国民生活の改善のための施策に対し重点的に資金を配分するよう特段の配慮を加えることの四点をその内容としたしておりますもので、政策転換を迫られている現在、これらは、いずれも、財政投融資計画が有効な政策手段として期待されておりますその機能と役割を十分に発揮するための必要不可欠な条件であると考える次第であります。

したがって、この際、これらの諸点について、政府に特段の考慮を払うよう強く要望しようとするものであります。

以上が本附帯決議案の提案の趣旨であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。次第であります。（拍手）

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案に対する附帯決議（案）

一、財政投融資の主要な原資である資金運用部資金及び簡保積立金が国民の蓄積資金であること及び財政投融資計画が国民経済の資源の適正配分に果たす役割の重要性にかんがみ、財政投融資計画に対する総合的理解を一層容易ならしめるよう努力すること。

二、長期運用予定額に係る資金運用部資金及び簡保積立金の繰り越しの実施及び特別会計の予算総則に規定された弾力条項の適用については、実情に即した合理的な範囲内に止めること。

三、公団、事業団等は特別の国家的目的を与えられているものであり、かつ、その業務の運営に政府出資及び国民の蓄積資金である資金運用部資金と簡保積立金が投入されている現状にかんがみ、これらの法人の設立された趣旨・目的に即した適切な業務の執行が確保されるよう十分

配慮すること。

四、財政投融資計画の策定にあたっては、今後さらに国民福祉の向上及び国民生活の改善のための施策に対し重点的に資金を配分するよう特段の配慮を加えること。

○鴨田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、動議のごとく決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。愛知大蔵大臣。

○愛知大蔵大臣 政府といたしましては、ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたします所存でございます。

○鴨田委員長 おはかりいたします。

ただいま議決されました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

〔委員長退席、大村委員長代理着席〕

○大村委員長代理 次に、証券取引に関する件について調査を進めます。

本日は、最近の株式市場について参考人から意見を聴取することといたしております。

本日御出席いただきました参考人は、東京証券取引所理事長森永貞一郎君及び日本証券業協会連合会会長瀬川美能留君の各位であります。

参考人各位には御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。最近の株式市場について、何とぞ忌憚のない御意見を述べいただきますようお願い申し上げます。

なお、御意見は十分程度にお取りまとめいただき、そのあと委員からの質疑にお答え願うことといたしたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初に森永参考人よりお願い申し上げます。森永参考人。

○森永参考人 東京証券取引所の森永でございます。当委員会の皆さま方には、日ごろ証券市場の運営につきまして何かと御指導を賜わっておりまして、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本日は、当委員会から、最近の株式市場について申し述べるようにとの御要請がございましたので、簡単に所見を申し上げたいと存じます。

まず、最近の株式市場のあり方について御説明申し上げます。

御承知のように、昨年来、株式市場は活況を呈してきました。株価は一貫して上昇を示し、売買高も大幅に増加してまいりましたが、本年一月初以降は、金融情勢の変化、国際通貨不安の再燃、円の変動相場移行などの情勢の変化を背景に、株価は急騰落を繰り返し、売買高もにわかに激減するなど、株式市場は不安定な状態を示しておりますのでございます。

株価の動向を東証株価指数で見ますと、昨年一月四日の一九九・九三からほぼ一本調子の上昇を見せ、年末の四〇一・七〇まで、年間上昇率は一〇〇％をこえました。株価の上昇は本年に入りましても続き、一月二十四日には四二二・四八のピークに達しました。しかし、その後、二月三日には三七〇・二七まで急落し、一たん反騰後再び

落勢に転ずるなど、一進一退を続けております。本日の前掲引けでは株価指数は三八〇・四一となっております。

また、NSB二百二十五種平均、いわゆる旧ダウで申しますと、昨年初めに二千七百十二円三十一銭でしたが、十二月二十二日には五千円の大台に乗せ、年末には五千二百七十九円四銭まで年間九・二%の上昇となりました。本年に入りましてからのピークは、一月二十四日の五千三百五十九円七十四銭でございまして、ボトムは、二月三日の四千七百六十六円六十六銭でございまして、本日の前掲引けでは、四千九百八十五円八十八銭となっております。

次に、売買高を一日平均で見ますと、昨年上半年期には二億株台でございましたが、七月には三億株台、十月には四億株台と月を追って増大し、十一月には五億株台に乗せました。特に十一月十四日には十億六千六百五十二万株と、十億株の大台乗せを示現いたしました。本年も、一月には六億二千六百万株と増加しましたが、二月には、株式市場の不安定さを反映し、三億株台と減少しました。特に二月二十六日には一億株を下回り、その後、一億株台と、かなり減少をいたしておるのでございます。

昨年来の売買の内容を見ますと、昨年前半は金融機関の買いが主でありましたが、後半には事業法人による株式投資が急増いたしております。全体の売買高の約七割を占める主要十一社の統計で見ますと、昨年一年間では、金融機関は約十億株の買い越し、事業法人は十二億株余の買い越しとなっておりまして、これに対して個人が約二十億株の大幅な売り越しを記録いたしております。

このように金融機関、事業法人の株式取得が増加した反面、個人は総じて売り越し、その結果、法人持ち株の増大、個人持ち株比率の低下という現象が進み、このことが株式需給を一段と逼迫させ、一貫した株価上昇傾向を招く要因となりました。法人による株式取得増大の基本的背景としまして

では、国際収支の黒字増大、金融の超緩慢による、いわゆる過剰流動性の問題があることは申し上げるまでもありません。株式取得の動機としましては、当初は、企業の安定株主工作、業務提携ないし系列化の強化があげられたのでありますが、それに加えて、余裕資金運用としての株式取得も増加いたしまして、そうした法人関係の大口売買が主力となつて、株価水準を次第に押し上げてまいりましたことは否定できないと存じます。

世上、株価の上昇がインフレーションを刺激しているとの批判もございまして、私も恐縮をいたしているところでございますが、基本的には、株高は過剰流動性の結果でありまして、因果関係はむしろ逆のようにも思われるのでございます。もちろん、この間におきまして、証券会社の末端におきましては、一部、営業姿勢に行き過ぎがあり、ややもすれば過度に市況を刺激した面もあったと思われれるのでありまして、その点、証券業界といたしまして反省すべきであると存じております。

このような株式市場の情勢に対処し、過当投機化を抑制し、証券会社の営業活動を健全にするために、大蔵省は再三省令改正等により売買規制を行ない、また、証券業協会におきまして、顧客の勧誘等に行き過ぎがないよう、自粛の要請が行なわれてまいりました。

取引所といたしましては、株価の動向あるいは信用取引の利用状況などの実態を調査し、必要に応じ、適時信用取引の規制措置を実施してまいりました。今後も市況の推移に応じて適切な措置を講じていく所存でございまして。

さらに、投資家に対しても、より慎重な投資態度を堅持せられるように要望し、かつ、会員証券会社に対しては、顧客に対する適切な勧誘態度を保持するよう、強く要望しておる次第でございまして。

申し上げるまでもございせんが、証券市場は自由市場でございまして、需給投合の結果に基づき価格が形成されますので、取引所の立場として

は、もちろん、株価そのものについては介入すべきではありませんが、価格形成の過程については不審の注意を払い、いさしくも不正、不当なことが行なわれないように、厳重な管理体制のもとに、市場における秩序を維持し、相場過熱化を防止するため、適時適切な措置を講じ、公正な価格形成と円滑な流通をはかるために力を尽くしている次第でございまして。

公正な価格形成は、流通市場そのものとしませんが基本的な使命でございまして、特に時価発行につきましても、流通市場における価格形成の公正さがその基本的な前提となるのでございまして。その意味におきまして一そう価格形成の公正が要請されるのでございまして。

しかるに、今回、協同鋼材の事件が起りましたことは、まことに遺憾に存するところでございまして。この事件の真相につきましては、検察庁における捜査結果に待たなければなりません。私もとしまして重大な関心を持っておる次第でございまして。これを機会に、当取引所としましては、売買管理を一そう適正、厳密化し、全証券業界と一体となって価格形成の公正確保に格段の努力を注いでいかねばならないと思っております。

時価発行は、株式市場のプライスメカニズムに基づき、増資の質的な選別と量的な調整を行ない、かつ、国民の貯蓄を効率的に企業の自己資本に結びつける資金調達の方法でありまして株式市場の本来の機能発揮の上でも、また国民経済的にも有用な制度であります。その運用につきましてもは慎重な配慮を注いでいかねばならないのであります。

時価発行を行なう場合に、発行会社サイドでは、株価が高ければ高いほどよいというような考え方も間々見受けられるようではございますが、これは時価発行増資についての基本的認識を欠いた考え方であると考えます。

時価発行増資におきまして株主から払い込みを受ける額面超過額は、株主としては金利のついた貴重な資金であるのでございまして、会社として

もこれを漫然と無コストの資金のように考えることは許されないのであります。時価発行を行なうにつきましては、将来の事業発展と収益力について確固たる見通しを持ち、増資後は、経営努力によって収益を増加し、株主に適正な配分を行ない、長期的には株主に十分に報いなければならぬ責任があるものでございまして。したがって、株価が高いときに時価発行増資を行なうことは、それだけ経営者の責任が重くなるのであることをよく理解される必要があります。これを考えますと、発行会社におきましては、株価が高過ぎるようなときは、その責任が過重となるので、むしろ時価発行を見合わせるぐらいの良識を堅持される必要があると存するのでございまして。

証券会社におきましても、株価を高くして時価発行をしたいという経営者の考え方の方に妥協をしたり協力したりすることがないように、的確な選別を行ない、投資家の信頼にこたえ、証券市場の健全な発展に資することのできる正しい時価発行の定着に一段の配慮をすることが肝要であると存じます。

近年、対外証券投資の自由化、円建て外債の発行、外国投信の国内販売など、証券市場の国際化の進展は著しいものがあります。さらに外国株式の上場につきましても準備を進めておる次第でございまして、こうして国際資本市場として規模を拡大していくと同時に、真に国際的な市場として恥ずかしくない市場づくりを私どもはしていかなければならないと存じます。

国際的に見て、最近のわが国の株式市場は騰落が激し過ぎるという批判もございまして、これはわが国証券市場の層が構造的に薄いということに根本原因があると思えます。そのためには、今後証券市場に一そうの厚みと広がりを加え、証券市場が広く一般投資家の市場として発展するよう、なお一そう努力してまいらなければならぬと存じます。

幸い、近年の株式市場の活況によりまして証券会社の財務内容が一段と改善充実されましたが、

今後は証券界はその財政的な基礎の上に、投資家の信頼を得て、その国民経済的機能を十分發揮できまうように、意識面の改革、質的な改善をさらに進めていく必要があると痛感されている次第であります。今後、皆さまの一そうの御指導をお願い申し上げます。

以上をもちまして御説明を終わらせていただきます。

○大村委員長代理 ありがとうございます。

次に、瀬川参考人をお願いいたします。

○瀬川参考人 日本証券業協会連合会の瀬川でございます。

委員の皆さま方におかれましては、平素は何かと証券市場に對しまして御配慮御指導を賜わります、厚く御礼申し上げます。

本日は、証券市場の当面する諸問題につきまして意見を述べようということでございますので、いささか所見を述べまして、御参考にお供したいと存する次第でございます。

証券市場の状況につきましては、ただいま森永東証理事長から詳細な御説明がございましたので、私はあえて省略させていただきますが、本連合会におきましては、昨年来、株式市場が著しく活況を呈してまいりましたので、果敢にわたり証券会社に対し、経営姿勢についての自衛を求めたところがございます。特に本年一月に入りまして、株価が急速に上昇し、ややもすれば過熱化の傾向が見えてまいりましたので、全国の証券会社に対しまして、積極的な営業活動を抑制し、市場の鎮静化をはかるよう協力を要請したのでございますが、さらに二月二十一日には、株価が、わが国の当面する内外経済情勢から見ても、不安定な様相を示していることから見まして、証券会社に対し、さらに一そうの自衛を要請するとともに、一般投資家をはじめ政府、産業界、金融界など関係各方面におかれられても、証券市場の現状について十分な御認識のもとに、慎重な配慮をいたされまうよう、特にお願いをした次第でございます。

申すまでもなく、証券市場は、金融市場の一環といたしまして、産業資金の調達のため重要な役割を果たしてございまして、国民の健全な資産運用の場として、その責務はいよいよ重要性を加えておるのでございます。

特にわが国経済が高い成長を遂げ、個人の金融資産が増大してまいりますと、その資産嗜好は、より有利な、より利回りの高いものへと重点が移つてまいるのでございます。これは、ストックの多い欧米先進国の例を見ましても明らかでございます。

いまして、今後国民の蓄積が増大するに従いまして、資産運用の対象としての証券はますますウエートを高めてまいりまして、証券の発行形態も多様化し、企業金融につきましても、証券市場を通ずる資金調達は一段と重要性を加えてくるものと存する次第でございます。今日の証券市場はその過渡期にあるものと存じます。証券市場が安定的な成長を遂げ、国民経済の発展に真に寄与していくためには、国民各層から信頼される健全な市場として、円滑にその機能を發揮していかなければならないと存するのでございます。

近年、証券市場の規模は急速に拡大いたしました。これは証券市場がわが国経済の拡大に比して立ちおくれしていたというのを考慮いたしますと、当然の流れであるかと存するのでございますが、これが行き過ぎまして投機的な風潮が強くなるとは、証券市場の健全な発展をそなう結果となります。特に最近に至りまして、証券市場をめぐって不祥事が見られ、証券界に対する世間の批判が高まっておりますことは、まことに遺憾なことであり、証券界に携わる者の一員といたしまして深く反省している次第でございます。

本連合会におきましては、証券取引に関する信義則を助長し、投資者の保護に資するため、公正慣習規則、統一慣習規則等諸規則を制定いたしまして、その協行をはかるとともに、証券従業員の資質向上のための教育訓練を実施し、また試験制度を設けるなど、諸般の施策を講じてまいりました。

でございます。

私も証券界といたしましては、最近の事例にかんがみまして、さらにえりを正して、かかる事態の生じないよう自衛自戒してまいりたいと存するのでございます。

これに関連いたしまして、私どもの考えております方策の一端を申し述べさせていただきます。

その第一は、時価発行に関する問題でございます。

時価発行は昨年来著しい増加を見せまして、さらに時価転換社債の発行も加わり、これが企業の有力な資金調達の方途として注目を浴びるに至つたのでございます。時価発行の採用によりまして証券市場を通ずる資金調達は、長年にわたる額面発行による増資形態から脱却いたし、欧米諸国の企業と同じ立場に立つた新しい資金調達の方策となつてまいるのでございます。しかしながら、これが定着していくためには、漸進的に、しかも着実に進めなければならぬと存しております。

このように観点から、証券界といたしましては、昨年六月以来そのルールづくりについて検討を行なつてまいりまして、十二月には新しいルールを設けて実施したのでございます。さらに本年の二月に至りましてその一部を改正いたしました。現在実施に移しているところでございます。

また、時価発行に関連いたしまして、株価形成に問題があるのではないかと御批判もございしますが、証券業界といたしましては、取引所を中心としたしまして、より公正な株価が形成されまうよう、絶えず努力を重ねているところでございます。

は、当局が具体的な内容を調査されておりますので、その結論をも参酌して、さらに一そう公正な株価形成のための具体的諸施策を検討してまいりたいと存じておるのでございます。

また、発行企業の内容に対するアンダーライターの監査と相まちまして重要な意義を持つものであると存じておるのでございます。

なお、アンダーライター業務をブローカー・ディーラー業務と分離して、両者の情報交換を遮断すべきであるという御意見もございしますが、この点につきましては、証券会社の業務運営の観点などから、なお十分に検討を進め、このような御指摘を受けることのないよう、適切な方策を講じてまいりたいと存じておる次第でございます。

次に、公社債市場の整備に関する問題でございます。

近年、金融の緩和と基調を背景といたしまして公社債の流通利回りが低下し、発行利回りとの乖離が解消して、公社債市場は正常化の方向に向かひ、また、国債を中心とする公社債の発行量の増大などによりまして、資本市場に占める公社債市場のウエートは今後いよいよ高まってくるものと存するのでございます。このような動向に即応いたしまして、証券取引審議会におきましては、一昨年来公社債市場のあり方について検討を進められ、先般答申が行なわれたのでございます。私ども証券界といたしましては、この答申の趣旨に沿ひ、流通市場の整備、引き受け機能の充実など具体策について現在積極的に検討を進めているところでございます。

第三に、証券市場の国際化の問題でございます。

わが国の国際的地位の向上に伴いまして、近年証券市場の国際化は急速に進展いたしております。一昨年、個人によりますところの外国株式及び公社債の取得が自由化されました。また昨年末には、外国投資信託証券の取得が自由化されました。

た。さらに取引所におきましては現在外国証券の上場について検討が行なわれております。また、円建ての債券の発行も活発に行なわれております。今後わが国が、資本輸出国といたしまして国際経済社会に占める地位が向上するに伴い、外国証券投資は大きく拡大し、国際的資本交流の場として、証券市場の役割りはいよいよ高まっております。証券界といたしましては、これまで投資者保護の観点から外国証券投資に関するルールづくりを行ない、その円滑化をはかつてまいりましたのでございますが、今後とも、情勢の変化に応じ適切な方策を講じるよう努力を重ねていく所存でございます。

また、資本の国際交流を一そう促進していくためには、有価証券に関する法制、慣習等が諸外国のそれと調和のとれたものとなる必要がございます。皆さま方の十分な御理解、御協力をお願いいたします。以上、当面の諸問題につきまして、若干所見を述べさせていただきますのでございますが、私ども証券界に携わるものとしていたしましては、この際、姿勢を正して証券界に課せられた使命の遂行に邁進していく所存でございます。

本連合会といたしましては、自主規制機能を一そう強化するため、本年七月を目途といたしまして全国の証券会社を直接会員とする単一の証券業協会の設立を実現すべく、鋭意準備を進めていく所存でございます。これを契機といたしまして、証券会社に対する法令順守の徹底、証券従業員の資質の向上、証券会社に対する監査体制の充実をはかるなど、証券業協会としての機能の発揮につとめてまいりたいと思っております。

証券会社は、おかげをもちまして、近年その経営基盤が著しく強化されておりますが、さらにその一そうの充実をはかるとともに、経営の合理化に努力を重ね、一般投資者への適切な情報提供など、投資家に対するサービスの向上につとめていく所存でございます。

諸先生方におかれましては、証券業界の現状を深く認識くださる、今後とも、証券市場の安定的な成長発展のため格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単でございますが、私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○大村委員長代理 ありがとうございます。

○大村委員長代理 これより参考人に対する質疑に入ります。村岡兼造君。

○村岡委員 たいま森永理事長、また瀬川会長さんから説明を聞きました。目下新聞あるいは週刊誌で非常に株式市場の問題について取りざたをされております。きょうはいややお尋ねをすると思っております。株式安定のためにひとつお考え、また、いままでの経緯、今後の対応策というものをお知らせ願いたい、こう思っております。

第一番目でございますが、世間では、いま物価の値上がりその他につきまして、商社、銀行、証券、これは社会の三悪だ、こういうようなこともいわれております。もうプレミアムをかせぐため高株価政策、これをとっておる。また証券の大手四社の独占が影響して高株価になっておる。ただいまの説明では、過剰流動性があるために相当株が上がっているのだ、しかし、一方では営業行為の行き過ぎもあった、こういう反省もされております。しかし私は、過剰流動性の問題もあったけれども、しかしこればかりではない、最近の高株価の原因は何か、これに對しいかなる措置を講じているか、またこの株価の高位の十分妥当と判断するかどうか、これをひとつ協会長並びに取引所の理事長からお答えいただきたいと思っております。

○森永参考人 いまの株価が高過ぎるのか、安過ぎるのか、安過ぎるということはないかもしれませんが、その点については、なかなかむずかしい問題だと存じます。取引所の立場といたしましては、

ては、先ほども申し上げましたように、市場を開設計、管理をいたしておるわけでございますが、その市場は、自由なる需給投合の結果価格が形成されるという市場でございます。その結果で上り下りした価格について、市場開設者である取引所が、高過ぎるとか安過ぎるとかというような批判は、これはいわば強弱に味方するということのような関係もございまして、軽々な批判は差し控えるべきかと存じます。

ただ、この株価が形成される雰囲気については、昨年来たいへん私も憂慮してまいりました次第でございます。と申しますのは、株価の上昇があまりにも急ピッチに過ぎるとか、あるいは回転率が一〇〇%をこえたとか、あるいは株価収益率が世界で一番高いような株価収益率を現出するとか、あるいは利回り世界で一番低いような利回りを現出するとか、そういったような雰囲気は決して正常ではないわけでございまして、ほっておくとやはり過熱におちいる。過熱におちいりました結果また将来大きな反動も起こってくるというようなことがございまして、国民経済に無用の混乱を巻き起こす心配があるわけでございます。

そういう意味で、取引の秩序を正常に保つためのいろいろな規制等につきましてふだんから苦心をいたしておる次第でございます。そのつど、個別的に、あるいは全般的に証拠金を上げたり、あるいはまた、その証拠金のうちの現金徴収部分を増加したり、あるいはまた、その現金徴収部分の一部を、過剰流動性ブロックの意味もございまして、取引所に無利子で預かったりする、いろいろな措置を講じてまいりました。そのほかにも、そのつど投資家並びに証券会社に対しては、慎重に、冷静に対処せられるよう注意をしております。またしたことは、先ほども申し上げましたとおりでございます。

しかし、それにもかかわらず今日のような状態を現出しておるその基本的な背景は、私が先ほども申し上げましたように、何といってもやはり過剰流動性と申しますか、金融機関や企業にお金が

あり余っておって、しかも当時の情勢では設備投資の需要も少なく、投資物件としては向かうところがないというので、株式に向かつてきた、これが何といっても基本であると思っておりますが、ただ、その間証券会社の末端における営業姿勢が積極的に過ぎまして、若干でも株価をおおるようなことがなかったとは言えないわけでございまして、その点は大いに反省しなければならぬと先ほども申し上げた次第でございます。そういう点にも着目せられて、一月の半ばに、先ほど瀬川さんにおかれましては、積極的な営業活動を抑制するといったような非常に強い自粛の通達まで出されたような次第でございます。その辺のところには、証券会社側にも今後は行き過ぎがございせんように、大いに自粛改善をはかっておるといふのが現状でございます。

○瀬川参考人 証券業者としての立場から申し上げますと、先ほど理事長のお話にございましたように、今度の株高は、主として金融法人、事業法人が動いたという点でございます。そうして個人といたしましては、いわゆる一般の投資家はむしろ売りに出た、そうして個人として動いたのは、個人としてはかなり大口の証券投資にたれた、ある意味の投機的な仕手が入ってきたということでございます。私どもといたしましては、株価が幾らだ、どうだというふうなことは、神さまでないとなかなか判定ができませんが、ただ株価形成のプロセス、つまり、私どもの立場から申し上げますと、投資勧誘態度の行き過ぎという点について非常に注意をしておりましたのでございす。もともと金融法人、事業法人というのは、主として皆さんの意思によって売り買いされる権威のある投資家でありまして、われわれといたしましては、われわれのところに若いセールスマンが大銀行、大会社のえらいところへ行つてそしてすすめたから、お買いになったという、そういう簡単なものじゃない。それそれ金融機関にいたしましては、事業法人にいたしましては、大切な株主

の金あるいは預金者の金を運用する機関でございますから、非常に自主的に慎重に動かされたわけであります。私どもの投資の勧誘態度が非常に熱心であったかどうかというところは、あるかもしれないけれども、ないかもしれない。あるとすれば、これはまことに申しわけないことだと思っておりますのでございます。しかし、今日のこの証券市場、そういう投資界全体からいたしまして、機関投資家も大きく育っていく途上でございますし、また証券市場も一つの過渡期の中にあるわけでございますから、われわれの態度というものをよほど慎重にやらなくちゃならないということで、社内ではいろいろ服務規程を設けましたり、またチェックしてまいりましたのであります。

ただ、幾らか救いの私の気持ちには、先ほど理事長もおっしゃったように、末端でそういうことがないとは、これは申し上げられない。おそらくあったに違いないと思うのでございますけれども、主として今度の株式市場で活躍したのは、法人、半クロウトである。そうして大衆の投資家は、むしろ堅実な投資信託とか、そういう方向に投資が向いていっております。むしろ個人投資家は売って、それが法人に集中されたような経路をとったわけでございまして、証券会社が大きく相場をおおったとか、あるいはわれわれの自己売買にいたしまして、非常に証券局、大蔵省から厳重な規制を受けておりますし、自己売買の率もわずかなものになっておりますし、それは当然正常な取引を補完する意味での自己売買が行なわれたわけでございまして、いろいろな意味において、末端において行き過ぎがあったということでは、あったかもしれないし、なかったかもしれないが、そう大きな相場のフクターになったのではないということをおし申し上げたいと思っております。

○村岡委員 お答えいただきましたが、その過剰流動性が高株価の原因だ、こういわれておりますが、そうしますと、いま現在預金準備率の引き上げその他によって、事業法人が活躍してこの株価

が上がつてきたが、過剰流動性というものの資金が吸い上げられますと、理事長並びに協会会長は、この株価というものは急速に下がるお考えでございしますか。この点いかがでございますか。

○森永参考人 株価の先行きにつきましては予言的なことを言うのは私の立場ではございせんが、過剰流動性が今度は逆に、過小流動性と申しますか、金詰まりがひどくなつて、事業会社が自分のところの営業を続けていくために、投資いたした株式を売る、売らなくちゃならぬというようなことがもし起こるといたしますれば、これは需給関係上、下がつてくるという筋道になると思っております。しかし、これは現実の株価の将来を予測して申し上げるのにはございせんことを繰り返して申し上げます。

○瀬川参考人 株価がどういふことで動くかというところはなかなかむずかしい問題でございまして、過小流動性になったからといって株価がそのままだと下がるということは言えないと私は思うのであります。いろいろな材料が入りますから。私もよくわかりませんが、一つの下がる要因になるかもしれないが、今日の株式市場の需給の不均衡というところは、根本的にやはり証券市場の発展がおくれば株価の供給が少なく、過小資本であるということと、それが金融法人や事業法人に集中されていったというところは、単に値上がりとかあるいは利回りとかいう投資だけの動機ではない。新しく大きく変わる時代に、取引先の確保とか、あるいはそのほか取引上いろいろな動機から株式を買っておられるわけでございまして、かりにこの間まで買われた法人の株が今日の状態において売られるということとは、それは下げの要因になるかもしれないと思つておりますけれども、すべての人が同じ考えで動くわけじゃありませんし、いろいろの動機で株式投資をいたしておりますから、大きく需給関係がくずれるかどうかということとはちょっと予測できないと思つてございします。

○村岡委員 いまの御説明で、過剰流動性というのと株式の過小、こういうような原因がある

と言われたので、それで先ほどから聞いておるわけでございます。先ほどは過剰流動性が大体原因だ、そういうことで聞いたわけでございます。そして東証では昨年一年間に売買取引に關して五十七件の警告を行なつたと聞いておりますけれども、その内容は、時間もありませんので簡単に明確にお答え願ひたい。

同時に、東証においては、私、名前はよくわかりませんが、証券検査官というのをやる役目で、何人ぐらいおつて、そしてこの検査官の数でいろいろ今後の健全な株式市場の発展のために間に合うかどうか、こういうことをひとつ理事長にお伺ひします。

○森永参考人 私どもの機構の一つに売買審査室というところがございます。その審査室で毎日行なわれます取引につきましてチェックをいたしております。たくさんチェックしておるわけですが、だんだんに調査が進みまして最後の段階で、証券会社に注意をいたしましてやめさせましたのが五十七件あるわけでございまして、この五十七件の類型別を申し上げますと、一番多いのが、通常の売買高に比較して大量のさし注文あるいは特定会員の短時間の買い上がり等、そういうふうなことが見受けられて、それが株価形成に影響を与えたもの、これは三十三件でございます。次は、クロス取引というのがあるわけです。もしお尋ねがございしますれば、さらに内容を説明申し上げますが、そのクロス取引の前後に、そのクロス取引をいたしました会員の売りまたは買いが見受けられるもの、これが十六件でございます。それから会社社員の役員、主要株主の自株の売買で六ヶ月以内に差益を得たもの、その差益金は会社に戻させましたものが五件、それから売り買い両面の注文の売買形態をとつておるわけでございまして、同一人の売り買いというふうなことになるわけですが、その銘柄の売買高に比べれば繁盛に行なわれておるといふ誤解を与える程度には至らなかったもので、しかしやはり売り買い両面の注文であるという意味で注意いたしましたものが三

件、以上五十七件でございます。

○村岡委員 証券検査官とか何とか……。

○森永参考人 売買の管理に当たっておりますのが、まず第一的には市場部でございます。市場部には現在二百十二人の職員がおりまして、これは各ポストに分かれて、現場で取引の状況を監視しておる。そのほかに売買審査室があるわけでございます。これは主として事後のチェックになるわけでございします。この間、私、予算委員会ですと申し上げましたのは、その二十一人のうち主として審査事務に当たつておるものを申し上げたわけですが、補助員を合わせますと二十一人でございます。そのほかに、これは証券会社の、売買取引だけじゃなくて、財務内容その他日常の営業全般にわたつて審査をいたしておるのでございします。その審査の要員が二十人くらいでございます。

いまお尋ねの点は、おそらく売買審査室の二十一人のことだと存じますが、最近の事態にかんがみまして、これをもう少し増強しなければならぬのじゃないか、それからまた、市場部との間の連携をもっと密にするとか、あるいはいま申し上げました審査関係の職員を、定例検査だけじゃなくて、随時売買取引の管理関係の審査にも投入するように機動的に活用するといったようなことをいま考えておるところでございします。現状の人員は以上のとおりでございます。

○村岡委員 昨年五十七件の警告をやつた、これは、警告をしてもし従わない場合は——従わなかったとか何とかということがありますか。従わなかった場合、そのままでございしますか。どのようなものでございしますか。

○森永参考人 注意、警告を与えました結果、あらゆるすべての案件におきまして、その行為は即座に中止されております。その意味におきまして、その案件につきましても効果はもたらんでございします。その後においても類似の案件の発生の予防に役立っておりますと考えております。

○村岡委員 いま二十一人というようなお話でございしたが、足りないような気がする、こういう話で、足りないというのはいくらいいか。

それから、大蔵省の証券局に聞きますが、大蔵省のほうの検査官というのは何人くらいおつて、十分かどうか、これもひとつお尋ねをしたいと思ひます。

○森永参考人 まだ具体的に何人くらいという見当はつけておりませんが、先ほど申し上げましたように、市場部との連携を密にするとか、あるいは検査関係の職員を機動的に動員するとかいうようなこともあわせ考えまして、結局のところどのくらいふやせるか、これは全体の人繰りの関係もございしますので、その上で結論を出したいと思ひております。

○坂野政府委員 大蔵省の監理関係であります。本省は、株価監視班二名、証券検査官三十八名、計四十名であります。財務局は、取引所監理官十一名、証券検査官百八十名、計百九十一名、それらの総合計は二百十八名となっております。

○村岡委員 それで、いままで現在十分にこの監督その他できるということでございますか、それをひとつ。

○坂野政府委員 事案の内容いかんによつてはかなり長時日かかるような検査もふえてまいりましたので、全体といたしましてもう少し増強したいと思つておりますが、御承知のとおり、役所の定員は非常にきびしい制限を受けておりますので、そのやりくりをどうするかというようなことを検討したいと思つております。

○瀬川参考人 いまお話になりました取引所、大蔵省の監査に加えて、全国証券業協会といたしましては、専門並びに兼任加えて約三十名の検査員がおりまして、先ほど申し上げました、今回の一本化を機会に充実をしたいと考えております。

それから、証券業者といたしまして一言つけ加えたいと思いますが、私どもは、たくさん検査員を置かしていただくようなことがあることはまことにふがいないことで、われわれ自身がチェック機関を持たなければいけないわけでありまして、証券引き受け会社といたしましては、株式部の総務課の中に売買チェックの係を置きまして、そして自分の会社で行なわれた売買を一々チェックしておる。ことに増資とかあるいは発行とかいう相談がありまして、その前の三カ月ないし半年の売買状況がどうであるかということをチェックして、何ぶん一日に平均いたしまして東証だけで六万口ぐらいの取引があるわけにございまして、私どものところでは忙しいときにはチェックは大体十日間ぐらしかつておりました。十日後にはおそろくおかしいと思う売買は気がつくというふうなことになるまして、幾らか私らのほうでチェックしたのもあるわけにございします。ちよつとその点申し添えます。

○村岡委員 いまの証券検査官の話はわかりましたが、東証では今後の売買取引監視体制をどのように強化していく方針か。また、これは証取法を見ますと、理事が理事長を互選というところになっておりますけれども、先ほどのお話では、証券業界と取引所の一体化、こういうようなお話がございしました。私どもはわからなければいけません、これはどうも何か一体化して株価が上がっているような気持ちになつてきておるわけにございします。連日出ておりますが、黒い株価の操作、協同飼料あるいは証券会社の大手の日興、大和、この支店長クラスの方々が東京地検に逮捕されておる、こういう問題、これは先ほどもおっしゃつたように、東京地検の最終的な結果を見なければわからないにしても、いずれにしても、一般投資家あるいは国民の目から見れば、非常に疑惑が持たれておることは事実でございします。したがしまして、この東証並びに証券業界では、昨年から大蔵省では相当注意あるいは警告をしておるようでございします。結果的にはこのような状況になっておる。新聞にもいろいろ証券業界あるいは理事長さんの談話が出ておりますけれども、今後の体制についてどういう取り組み方をするか、これをお知らせ願ひたいと思ひます。

○森永参考人 先ほど申し上げましたように、東証といたしましては、今後一そう売買管理を適正、厳密化をはかつていかなければならないと存じます。その具体的な方法といたしましては、売買審査室の陣容を強化するということ、並びに市場部におけるチェック機能あるいは検査員の機動的な動員と相まちまして、売買審査機能を強化することを考えておるわけにございします。しかし、これは取引所がいかにか審査機能を強化いたしましたも、会員のほうの協力がなければ、これはあとから追つかけるだけということになるわけにございまして、その意味で証券業界一体となつて公正化をはかつていかなければならぬということをお願いしたわけにございします。聞くところによりますと、証券業界におきまして、自社内にそれぞれ監視機構を設けられるというような動きもあるようでございします。そのようなこともたいへんけっこうなことと思ひますが、それ以上に、やはり気持ちの持ち方と申しますか、その上で価格の形成の公正を絶対守り抜くのだという気持ちを会員各社にも持つていただきたい。そういう意味で証券業界一体となつて申し上げたつもりでございします。御了承をいただきたいと存じます。

それからもう一つ、これは発行会社側にも、ややもすれば、株価というものは人為的にいじれるのじゃないかというような感じをお持ちになつておられる方が多いのでございします。戦前は、増資のときに、額面を割つておると増資ができないうので、株価操作が行なわれたということがあるので、株価操作が行なわれたという感じが全然なくなつていない向きもあるようでございします。株価といふものはそういうものじゃないのですよ、人為的にいじれるものじゃないのですよ、人間的にいじれるものじゃないのですよ、底しいただかなければならぬと思つておるわけにございまして、近來、機会あるごとにそういう趣旨の御注意を上場会社や首脳部には申し上げておりますが、今後とも一そうそういう面の努力を

いたさなければならぬと考えております。

○瀬川参考人 ただいま理事長からお話しいましたように、幾ら取引所で監査をやつても、肝心の売買を実際にやる証券業者の備えがなくなつてしまつては、昭和四十三年に協会に就任いたしました以来、ずっと社員のモラルの向上、質の向上につきて非常に注意を払つてきたのでございします。昭和四十三年に証券業協会の中に研修委員会という常設委員会を設けて、そして従来外務員の研修機関だけでございした研修機関を、セルスマン、それから管理職あるいは社長というものに研修を繰返してまいつたわけにございしますが、ことに東京地区、大阪地区に分けて全国的に専門の研修センターをつくりまして、証券従業員並びに役職員の研修を実施いたしておる最中ではございします。おかげさまでだいぶみかわすようになつてまいつたと思ひますのでございしますが、私どもは長期的にやはりつばなものををつくり上げなくちゃいかぬという感覚でやつておりましたところが、突然足元から鳥が飛び立つたやうなことで非常にあつておるのでございします。しかし、この問題一つは、質的に考えますと非常に重大な問題でございします。しかし、これを量的に拡大してそうして証券市場を御批判になるやうな傾向がないことはございしません。これは少し証券市場に酔ひつかないかと思ひますのでございします。今日上場会社が全部で千三百ぐらゐるにございまして、そうしてつばな会社がつりつばな態度で証券市場にほとんど多くが臨んでおるのでございまして、われわれはその間何の心配もなしに、何のトラブルもなしに増資なりあるいは今日の証券市場でございします。この問題一つは、私は質的には非常に重大だと痛感いたしておりますけれども、これを量的に拡大してそうしていかにもそれが証券市場の姿であるかのような感じがよく出るのでございしますが、この点については非常に遺憾なことであると存じ上げておるのでございします。

○森永参考人 先ほど申し上げましたように、東証といたしましては、今後一そう売買管理を適正、厳密化をはかつていかなければならないと存じます。その具体的な方法といたしましては、売買審査室の陣容を強化するということ、並びに市場部におけるチェック機能あるいは検査員の機動的な動員と相まちまして、売買審査機能を強化することを考えておるわけにございします。しかし、これは取引所がいかにか審査機能を強化いたしましたも、会員のほうの協力がなければ、これはあとから追つかけるだけということになるわけにございまして、その意味で証券業界一体となつて公正化をはかつていかなければならぬということをお願いしたわけにございします。聞くところによりますと、証券業界におきまして、自社内にそれぞれ監視機構を設けられるというような動きもあるようでございします。そのようなこともたいへんけっこうなことと思ひますが、それ以上に、やはり気持ちの持ち方と申しますか、その上で価格の形成の公正を絶対守り抜くのだという気持ちを会員各社にも持つていただきたい。そういう意味で証券業界一体となつて申し上げたつもりでございします。御了承をいただきたいと存じます。

それからもう一つ、これは発行会社側にも、ややもすれば、株価というものは人為的にいじれるのじゃないかというような感じをお持ちになつておられる方が多いのでございします。戦前は、増資のときに、額面を割つておると増資ができないうので、株価操作が行なわれたということがあるので、株価操作が行なわれたという感じが全然なくなつていない向きもあるようでございします。株価といふものはそういうものじゃないのですよ、人為的にいじれるものじゃないのですよ、底しいただかなければならぬと思つておるわけにございまして、近來、機会あるごとにそういう趣旨の御注意を上場会社や首脳部には申し上げておりますが、今後とも一そうそういう面の努力を

いたさなければならぬと考えております。

○村岡委員 この協同飼料一つだけであつて、拡大して考えるのは早計に過ぎるのではないか、こういうような御意見もございました。しかし、証券会社自体が従来一年ぐらゐりでもうかつた利益を半年ぐらゐりでもうけておるといふようなこともいわれております。同時に、時価発行というものが出てまいりまして、非常にこの制度が進展をいたしました。ある面においてはたいへんよかつたわけでございますが、こういう協同飼料の問題が一つ出てきた。プレミアムのみを追求し、会社にとっては非常に安い利息で資金を集められる。大手の銀行さんから借りれば年五、六分、これが時価発行では二分か三分、こういうもので集められる。どんな時価発行というものをやる。その結果、容疑では、六億円ぐらゐの操作である。しかし世上、私はわかりませんが、これは協同飼料は氷山の一角だ、やろうと思えばできるというような話さへ、証券界の内部でも、私は話を聞いております。この点は立証できるわけじゃございませんけれども、そういうわけが、世間一般、あるいは証券会社にとつておる人の内部の話でも出ておるわけでございます。これは研修あるいは自費あるいは諸規則というものをやらせられても、結果がそういうふうになつては困るわけでございます。一番困るのは大衆投資家である、こういう点も十分に考えを願いたい。

同時に、時間もなくなりましたけれども、時価発行が現在の株高に便乗して安易に行なわれていると思うけれども、どうか。同時に、時価発行の場合の内部基準はどうであるか。証券界においては何か発行基準の強化の申し合わせをしておるようでございますが、この点についてお知らせを願いたい。同時に、日本はこの時価発行の場合でも額面配当しかやらないけれども、何か聞くところによりますと、欧米は無額面配当、投資家のあれも十分に考えている、この点はどう思ふか。これもお答えを願いたい、こう思ひます。

○瀬川参考人 先ほど冒頭陳述で申し上げましたように、時価発行は昨年の六月から、これは非常に

に盛んになっていく傾向があるからして、私どもルールを確立しなくちゃいかぬということに寄り寄り協議を重ねてまいつたのでございます。ただ、長年、五十年、六十年額面発行をやつてまいりました日本の証券市場といつたしましては、時価発行という新しい制度に飛び込むまでは、いろいろのプロセスを経ておるわけでございます。そして、これは単に証券界だけの意思ではできる問題じゃありませんので、主として産業界、金融界あるいは政府当局、それぞれ意思の統一を見なければならぬわけでございます。証券業界といつたしましては、時価発行につきましては、特別委員会をつくりまして、一年ぐらゐたちましてその原案ができ上がり、それを経済団体連合会の資本委員会と協議して、いよいよ時価発行というものをやつていこうという決心をするまでにやはり三年ないし四年ぐらゐの時日を経過して進めてまいつたのでございます。それが三年ぐらゐ前から一年に五件とか六件とか徐々に試験的に行なわれてきたわけでございますが、決してあやふやなルールでなく、われわれは非常に慎重にやつたのでございますが、現実の問題となつてまいりますと、やはりいろいろの問題が生じてくることは事実でございます。

われわれは盛んになる前にもっと早くルールをつくるべきであつたかもしれませんが、実はどうも証券業界は、時代を先取りする仕事をやつておりますもの、日本人の通例といつたしまして、壁に頭をぶつけて鼻血を出してこぶをつくらなければ転換しないという、農耕民族としての風習がございます。われわれも早くやつたつもりではあつたのですけれども、振り返つてみると、もう少し早くから実践的なルールをつくつておいたほうがよかつたのじゃないかと反省しておるわけでございます。

昨年十二月に実施しました時価発行増資のルールの内容でございますが、「時価発行増資の引受けにあつては、当該会社の事業、業績、財務内容、収益の見通し等について十分配慮する。」(とく

に直前事業年度の配当金が年一株当り五円(額面に対し一〇%)以上であることおよび直前事業年度の税引純利益が一株当り年十円程度以上であることを確認する。)というものが第一項になっております。それから第二項は「当該会社の増資資金の使途を確認し、増資の緊急性、重要性を勘案して発行を調整する」。それから増資資金の使途、増資の緊急性及び重要性の確認の方法でございますが、有価証券届出書の記載内容を検討する。それから、発行会社に対してまして増資に関する質問書を送りまして、発行会社からこれに対する回答を求めましてその内容を検討する。それから第三に、当該会社が連続して時価発行を行なう場合は、前回の発行時から一年以上経過することを確認する。それから、各発行会社の増資が同じ時期に過度に集中しないように適宜に調整していく。それから、発行会社の希望による公募株の優先募集、つまり親引けといふものでございますが、公募株の優先募集につきましては公募株数の四〇%以下にとどめるように配慮する。なお、この四〇%の割合につきましては、今後だんだんとさらに縮小していくことをお互いに努力する。それから、発行価額の算定にあたりましては、旧株の市場価格を基準といたしまして、その市場価格から一定率を割り引いて算定していくが、この割引率につきましては今後できるだけ縮小して一〇%程度に持っていくべき。

こういう申し合わせをいたしましたのでございますが、さらにことしの二月にこれを一、二改正をいたしました。それは、第一は、発行会社の増資資金の使途を確認いたしました。増資の緊急性、重要性を勘案して発行を調整するといふ方針を、新たにこれは二月から加えたのでございます。それから、発行会社の希望による公募株の優先募集のパーセンテージ、これも去年の案は五〇%でございましたのを、四〇%以下といふところに訂正した、こういう経路をとつておるのでございます。

○村岡委員 もう時間になりましたので、いろいろ森永理事長並びに瀬川会長さんから聞きました

けれども、今後また株価のこういうような事件並びにいろいろ一般大衆投資家あるいは国民から不健全な株式市場の批判を受けたいようにひとつ強く要望いたしまして、私の質問を終わらさせていただきます。

○大村委員長代理 堀昌雄君。

○堀委員 きょうは時間が十分ございせんから、基本的な問題についてだけ二、三お伺いをいたしておきたいと思ひます。

今回の事件は、私どもそういうことが起こるのではないかと不安を持つておりました中で起きた事件でありますので、全く遺憾なことだと思つております。そこで私は、昭和三十八年の四月の八日であつたと思ひますけれども、それまで証券会社が登録制でございましたものを免許制に切りかえるべきであるという問題を当委員会に取り上げ、当時の田中大蔵大臣が私の意見に賛成をされて、今日の証券法の改正が行なわれる契機となつたのであります。そのときに私が出しておりました考案の中で、今日実は実行されておらないものが二つあるわけがあります。一つは、流通市場における公正な株価形成を行なうためには、証券取引所を公益法人の証券取引所にすべきではないかというのが一点でございます。もう一点は、その当時問題になりましたのは、証券会社におけるディーラーとブローカーがどうもインサイダーの取引が行なわれているような感じがいたしましたので、これは特に投資信託に関連して行なわれたといふふうに私も考へておりました。そのことは将来的にはまたアンダーライターとブローカーの間においても起こり得ることだと当時考えましたから、そこでこれらの三つの業務、アンダーライターの業務と、ディーラーの業務と、ブローカーの業務をひとつ分離をするのが、正しい証券会社の将来の金融機関としての社会的な立場を確保する意味からも必要ではないか。この二点がいまは実現をされていなくて今日に至つておるわけでありまして、

そこで、まず第一点でございますけれども、や

準と廃止基準の問題でございます。いまこれを拝見しますと、上場基準と廃止基準とかなり差があるわけでございます。上場しておるものに権威を持たせるためには、そこに入ってくるときにはある一つの制限をするというのは当然でございますね。それならば、その中に入ってくるものに對する制限と同じ制限で当然中に入っているものを外へ出すということになって、初めて私は上場基準、廃止基準というものの論理性が一貫されるのだと思っております。たとえばディスクロージャーについての虚偽の記載、こういう問題については、上場基準のほうは「最近五年間に終了した事業年度に虚偽記載のないこと」と、たいへんきびしくなっているわけですね。入ってしまったら今度はどうなっているかというと、「虚偽記載を行ない、かつ、その影響が重大であると取引所が認めた場合」これは私たいへん片手落ちなルールではないかと思うんですね。

ですから、この点は取引所としては——私どもにはディスクロージャーということが株価の公正な判断をするための材料でありますから、投資家からするならば、いま株式の問題について一番重要なのは、ディスクロージャーが正確であるという点ではないかと私は思うのであります。論理的にも、上場基準で制限をしておるならば、中に入っておるものの権威を守るためには、廃止基準も上場基準と同じことで排除する。ほかの項目の中には、いろいろ配当とかその他のものがあります。これらは私はまあ一つの基準としてはやむを得ないものがあると思ひますけれども、特にこのディスクロージャーに関する部分は、上場基準と廃止基準が同じでない——五年という制限を設けた以上、かなり長期にわたってそういうことをしない、まじめな会社であることが必要だ。ですから、このワタの中に入っておる上場会社はすべてがそういう虚偽の記載をしないものだということにならないう限り、私は非常に片手落ちな論理になつていないかと思ひます。これが第一点です。それから第二点は、要するに、今度の問題のよ

うに自己の会社の利益をあげるためにいろいろな操作が行なわれるようなものについては、実は規定がございません。あるのか、よくわかりません。私が読んだ限りでは、ございませんが、そういう要するにモラルに反したことをやつた事業会社は上場廃止にするということが明確になつておりますならば、事業会社も、上場が廃止されることはきわめて重大なことでありますから、私はこのようなことが二度と起らないようになるのではないかと、こう考えますので、ディスクロージャーの虚偽事項の記載とあわせて、このような、言へば、これは法令に違反して——たしかどこかにありましたね、要するに法令に違反してそういう行為を行つたものはこれはもう厳格に上場を廃止するという点をはっきりさせることが、今後の問題として非常に重要な問題だと思ひますので、この点は大蔵省も、私どもの申しておりますことは論理的に間違ひがない、こう考えておりますので、ひとつそのような観点に立ち、取引所あるいは協会もひとつその線に沿つて、上場会社の権威を守るためにこの点についてははっきりした態度をおきめをいただきたい、こう考えますが、いかがでございますでしょうか。

○森永参考人 お説のように、この上場証券の管理がこれまで取引所の非常に大きな役割りでございまして、売買の管理と同時に上場物件の管理に特に力を注いでおるわけでございます。そういう観点から、実は昨上年上場審査基準並びに上場廃止基準を従来よりも思い切つて強化したわけでございますが、お説のように審査基準と廃止基準との間では若干の差がございまして、たとえば浮動株式数とか、そういったような面でも、たとえば廃止の場合には何分の一にするといったような手かげんをいたしておることは、御指摘のとおりでございます。これは初め上場いたしましたときには、まあ新顔でございますので特に資格をやかましくいかなければならぬわけでございますが、上場後においてもその資格をやかましくなくちやならぬことは同様でございますけれども、しかし、上場

によりまして何十万、何百万の株主がすでにできてしまつておるということを考えますと、それらの株主あるいは株式に對しまして流通市場における換金の可能性を失わせることは、これは実は死刑の宣告にもひとしいような感度の措置でございますので、やはりそこには既存株主の保護という観点もあわせて考えなければならぬ。そういう意味で、審査基準と廃止基準との間には若干の差を設けるのはやむを得ないのではないかと。欧米諸国の例を見まして、やはり廃止基準のほうはやや緩になつておるというのが実情のようでございます。

虚偽記載の問題につきまして特に御指摘がございましたが、虚偽記載があつて、しかも重大なる影響云々という認定の余地を残しましたのも、すでに上場によつて何十万、何百万の株主あるいは株式が存在しておる、それに一律に死刑宣告にひとしい上場廃止の措置を講ずることはよほど慎重に考えなければならぬという、その点の配慮にいたるものでございまして、さうながら、この虚偽記載がたいへん困つたことであることはもうお説のとおりでございますので、虚偽記載の事実が判明いたしましたればすぐにそれをディスクローズし、そういう事実に基づいて株価形成が行なわれるようにという措置を講じておる次第でございます。なお、上場会社に對しましては、そのつと、機会があるごとに、ディスクロージャーの虚偽記載がいかに困つたことであるかという点の認識を強めるようにお願いをいたしておる次第でございます。なお、協同飼料の問題についてどうなるかというところでございまして、これは詳細は捜査の結果に待たなければならぬと存じますが、私どもが持つております上場廃止基準の末項に、投資者の利益を著しく害するやうなことがありましたが、場合には上場廃止もできるやうな規定がございまして、その規定を適用するかどうかという問題が起つてくるわけだと存じますが、具体的な運用につきましては、ただいま申し上げましたやうなやはりにくさんの既存株主がおるわけでございます

ので、その人たちの立場も考えた上で慎重に処理しなければならぬというふうに考えております。

○堀委員 いまその会社の株主があるから保護しなければいかぬとおっしゃいますが、その株主がだまされておるんじゃないのですか。虚偽の要するにディスクロージャーをやつて、だまされて株主になつておる、あるいは、その会社はそんな悪いことをする会社でないと思つたからその株主になつておるわけですから、そういう悪い会社だということがわかるならば、それはやはり株主の利益を守るために、そういうことが事前にあれば、今後起きないのだからと思ひます。いま過去にあることにさつとこだわつていくならば、いまの問題は私は解決しないと思ひます。いつまでたつても、ともかく、不正なディスクロージャーをやつても、重大でなければいいのだということでは、私は、事業会社側の態度は変わりませんし、今度の問題についても、要するに大きな株主、たくさん持つておれば少々何をやつてもいいのだなんというのでは、問題は解決しないと思ひます。私は、現在の情勢ではこの二つの点——あとのこまかいことについては申しませんけれども、さつき瀬川協会長がおっしゃつたやうに、質的な問題をきちんとしない限り、これは量的なものに発展するわけですね。だから私は、この質的なものがやういふ条件になつたときに、質的にこで遮断をすることが、今後にやういふことが起きないというこの保証になるわけでありまして、いま証券会社のほうは、大蔵省が指導したりいろいろされて、今日、残念な問題は起きておるにしても、大勢としては、免許会社でございますから、場合によつては免許の取り消しもあり得るわけでございますから、私は姿勢はたいへん改善をされて今日に至つておると思ひますが、事業会社の側がやういふ形になつておる限り、やはり証券会社は、場合によつてはやや受身になつて、こつやつてくれませんか、それは困ります、それじやよそに行きますと、こつやつて、結局、事業会社

に振り回されて証券会社が非常にまずいことをやるというおそれがあるわけでありまして、そういう経過を考へるならば、私はこの点についてはちよつと譲るわけにいきません。少なくとも廃止基準については、虚偽事項の問題と、それからこういう法令に違反し、少なくともこういう問題について問題を起したもののについては上場を廃止するということが明確になって、初めて取引所が事業会社に対してはつきりした態度で処置ができる、こうなるわけでありまして、この二点については、本日お答えをいただく必要はありません、私はまた大蔵省に対してもこの点はひとつきびしく要求をいたしまして、そういう形の実現をはかりたい、こう考えておりますので、ここまでいたしておきます。

最後に、協会長にお伺いしたいのは、さつき話がございましたブローカーとアンダーライターの分離の問題について、私も直ちにこれを分離することが不可能なことは十分承知をいたしております。ただし、いまのような形で、確かに今度はいろいろ皆さんも業務上お考えをいただいておりますが、そういう業務上のお考えをいただいていて今後インサイダーの問題が起きたときには、私は、この間の証取審でも問題になっておりますアンダーライターに対するニューエントリの問題、あわせて六十五条に係る問題に発展するおそれがある、こう考えておるわけでありまして、私たちは、証券会社がアンダーライターをやっておられることはちよつともかまわないし、それでいいのでありますが、そのアンダーライター業務とブローカー業務との関連においてこういう問題が起きたことは、これはさつき協会長がおっしゃったように、質的にきわめて重大な問題だと認識をいたしておるわけでありまして。

そこでまず私お伺いしたいのは、方向としては分離をするということが前提になっている。しかし、その過渡的経過としては何年かかると思いますが、その過渡的経過として何年かかかる間

は、いま皆さんの考えになつておるような業務の改善によつて処理をしていただきながら、やがてそれをできれば分離ができる方向に発展をさしていただくことが、私は、アンダーライター業務を長く証券会社におまかせをしていけることではないのか、そこが明確にならないと、私たちはやはり投資家の立場を考えますと、それはニューエントリで考える以外にないのではないかと、このことになり、それはあわせて六十五条の問題に大きな影響を与える関係が出てくると思ひますので、私はそういう意味で、証券業協会が現状を維持していただくためには、どこかで分離に踏み切るといふ最終点を明らかにしていただいて、私は委員会での質問はいつもそうなんですが、三年先になるか、五年先になるか、八年先になるか、それはかまいません。しかし、少なくとも将来的に、どこかの時点では分離をいたします、それについて業務改善その他努力をし、その経過の中では、ここで分離をするという形でこの問題を処理していただくことが、私は、六十五条の問題を含め、いまのニューエントリの問題を含めて、証券界としてもそのほうがプラスではないのか、こういう判断をするわけでありまして、協会長のお答えをいただきたいと思います。

○瀬川参考人 先ほど投資信託の分離について堀委員からお話ございましたが、投資信託を分離いたしましたのは昭和二十六年でございます。そのときには、分離した形では投資信託業というものが現状において日本に生まれえない、しかし、われわれは理念的に分離すべきものだといふ感覚ははつきり持っているから、われわれが分離してやれる時期が来ましたならば必ず分離をいたしますということを、はつきりあのときには申し上げたわけでありまして、司令部と大蔵省の御了解を得まして、兼業として発展したわけでありまして、その間いろいろ本委員会でも御質問いただきまして、おかげさまで昭和三十四年に私もは分離をいたしました。むしろ自発的に分離をいたしました。そうし

て今日十年ばかりたちまして、今日の状態はまことに分離の効果があつたといふことをはつきり世間さまも認識していただけたし、私どももそう考へておりまして、投資信託が新しく発展についていることを喜んでおります。これはおわかりになると思うのでございます。

ただ、いまのアンダーライターとブローカー業務との分離につきましては、私は結論として、これをいま論議すべき時期ではないし、また、何年先に分離するかというところは言い切れない、すべからず非常に未熟である、議論するのにもまだ熟してないといふことが言えるのではないかと、思ひます。

アメリカの証券市場が、最近、分離しない逆の方向をとつておりますことは御承知のとおりでございますが、私は、この兼業のアンダーライターというものはどういふ点が一番大事か、どういふ点にアンダーライターの職能があるかと申しますと、発行者と投資家の中間に立つて非常にフェアな条件をきめること、つまり、ほんとうの行司役になることが第一、それから第二には、発行されたものが広く機関投資家はじめ国民大衆に行き渡つて、そして投資家の層がふえて、したがって価格のハビリティがもう一つ高まるというところに問題があるかと思ひますのであります。

最近、アメリカで兼業をいたしております世界で一番大きな販売網を持つておりますメル・リンチという会社、これは昨年からアメリカの証券界の引き受けのナンバーワンにのし上がつて確固たる地位を占めつつあります。この会社は、御承知のように、一九二九年の恐慌後にできた新しい会社であります。そしてそのときのメルという人がウィ・ウィズ・ビブル、われわれは大衆とともに行くのだといふことをモットーとして経営してきた会社でございます。したがって、アメリカでも類例のない、広い個人の販売網を持つていた会社であります。この会社がなぜ伸びてきたかと申しますと、私は、やはりそこにアンダーラ

イターの生命である販売力を持つていて、そうしてその投資家と発行会社との中間に立つて非常にフェアな条件が提示できるということと、広く株式を国民大衆にディストリビュートしますからして、したがって企業の、ことに大衆商品を売つていく会社、企業のイメージが広く行き渡つていくというメリットもあるのではないかと、思ひます。

分離してしまつたたとえばモルガンとか、ファースト・ボストンとか、あるいはジョン・リードとかいふような会社は、最近逆に成績が落ちてまいりましたために、販売網を拡大していきうという逆の方向にいつております。そして既存の証券会社の中でも、ブローカーとアンダーライターの合併が行なわれているというのが現状のようでございます。

そこで、メル・リンチがなぜ伸びたかといふことを先ほど申し上げたのでございますが、もう一つ、私はやはり今回の事件と照応いたしまして深く自分に参考になりましたことは、この世界一の、一番信用ある証券会社が、一九六八年にダグラス・エアクラフト事件といふことで、これはSECの審問を受けまして、ひつかつたわけでございます。これはエアクラフトの会社の幹事会社として売り出したところが、業績が非常に悪くなつたといふ情報をキャッチしてきた会社の高級社員が、機関投資家だけに情報を提供してそうして売却をさした、そして株が下がつた、そして一般の大衆は損害をこうむつたといふことで、会社は行政処分を受け、損害賠償をしたわけでございます。このときからメル・リンチ社が然いりる中の組織を改めまして、コンプライアンス・デパートメント、法律順守部という部をつくりまして、そして毎年正月には幹部社員並びに従業員、ことに法人従業員に対しては、こういうことをわれわれは順守するのだといふ誓いをやらせて、そしてぐんぐんと仕事をしていたといふこととであります。そのときにメル・リンチ社は、SECから、グレート・ディストロージャー、ディストロージャーを広めていくといふことが一番

大事なことだと言われまして、そしてアンダーライターとブローカーの部屋を内部的に変えたりいろいろいたしまして、そして今日においては、いま申し上げたような、昨年からそういう成績——を六八年以降でございます、信用を回復して、りっぱなアンダーライターとしての業績をあげていくというのが現状でございます、要するに、SECへ参りましたところが、SECは、コンフリクト・オブ・インタレスト、つまり利害の相反性というものは、これは証券市場の宿命だ、しかし、われわれのメル・リンチに要求しておるところはグレートライターデスクロージャー、デスクロージャーをりっぱにやれということをお願いしておるのであつて、その部屋をええろとかなんとかいうようなことを言っておるのじゃないのだ。けれども、メル・リンチ社はそこまで徹底して欠点を除去しようとおるわけでございます。

そこで、ブローカーとアンダーライターとが、コンフリクト・オブ・インタレストで、利害が相反するかという問題、つまり、デスクロージャーを使つてブローカーに雇用するとかなんとかいろいろいわれるわけでございますが、そういう点につきましては私が申し上げたいことは、法人営業、ことにアンダーライターの生命は、これはやはり一般的なデスクロージャーをするまではこれは絶対に秘密を厳守する、そういうものを流して自分のブローカー業務に使わないということでありまして、かりにブローカー業務に使ひまして、ブローカー業務によつて得る利益よりも、アンダーライター業務のインサイダーを使うことによつて信用を失う、そしてアンダーライター業務を失うということのほうがずっと大きな損失でございまして、われわれ決してアンダーライター業務とブローカー業務とをどうしようこうしようとかいうふうなことは考えておりません、またそんなへたなことは考えておりません、本質的にこれは利益は相反しない性格のものである、今日SECの見解は、むしろデスクロージャーをさらに徹底していくというところに問題があるの

でありまして、決してアンダーライタービジネスとブローカービジネスの混淆というふうなところはむしろ問題になっていない。それより、ブローカーとインベストメントアドバイザーの関係をどうしていくかというふうなところに展開していく。あちらのSEC役人の申しすのには、とにかくアメリカも実はまだこの問題は結論の出ない途中であるけれども、しかし、現実の方向は兼営の方向にどんどんいっているというところは事実でございます、日本ではまだこれを論じるのには少し早いじゃないか、ツーマッチ・プリマチアーズではないかというのを言つておられます、私はこの問題は慎重に検討していかなくてはならないと思いますが、ここで分けるとも分けぬとも、何年先とも申し上げられないと思うのでございます。

そこで、今度の事件を契機にいたしまして、引き受け会社といたしましては、実は寄り寄りいろいろとどうしてやつていくかというのを検討しておりますが、まずいまままでやつておりましたことは先ほど申し上げましたように、売買のチェックというのをわれわれもやつておつたということ、あるいは目論見書その他につきまして厳重な調査もやつておつたのでございますが、とりあえずまずやろうと思ひますことは、引き受け会社の社会的責任にかんがみまして、われわれは法人営業部の社員の服務規程というものを特別にひとつつくるうじやないかということを検討いたしております。つまり、社内的にも対外的にも、証券取引法、証券業協会、証券取引所の諸規則、これの順守徹底を期していこうじゃないか。まず法人の営業社員というものは、外部に対しては、発行会社の役員員に對しまして、証券取引法とかあるいは関係法の順守につき、あるいは説明について、助言を行なうことをひとつこれからどんどん積極的にやつていこう、そして自分の業務に関しましては、内部情報を取扱した場合に、これを自己のブローカー業務に絶対に利用しない、そして直ちにこれを上司に報告して、絶対にブローカー

業務に使わない、そして情報管理の徹底をはかつていこう、そして株式の公正な価格形成を志向していこうというところですね。さらに、この審査機能並びに審査権限の充実強化というのをはかつていきますために、先ほど申し上げた順法部というものをやはり証券会社、証券引き受け会社につくつていこうじゃないかということをお互いに寄り寄り相談をいたしております。

その順法部の内容でございますが、従来のデスクロージャーの審査のほかに、公正なる株価形成に対する審査をやる。現在もやつております。現在も、会社から発行の依頼を受けまして、その前の株価形成というものを慎重に調査をしておるということでございます。さらに、法人営業の社員諸規則が厳重に順守されるかどうかということもチェックしていく。それからさらに、各部門間の社員服務規程をあらためてつくり直そう。法人営業だけではございません、各部門のをやつていこう、そして法人営業の運用に対する協力を求めていこう、つまり、全社員を対象とした服務規程の改正をはかつていこう、こういうことを考えておるわけでございまして、それが徹底いたしましたならば、私は、まず本質的に非常に問題の起りやすい仕事と体質を持った証券界ではございますが、そういうことが避け得られるのではないかと考えておるのでございます。

たいへん長々と申し上げましたが、まだ論議する段階ではない。日本のいま引き受け業務、それからアンダーライターとブローカーとの混淆による世間の御批判というものは、これは本質的に排除できるものであつて、決して相反しない性格のものでありまして、問題は、法人営業社員の管理徹底をいたしましたならば、それは十分に避け得られる問題でありまして、アメリカでもそういうことはやはり問題になつてない。一九六八年に大きな問題を起こしましたですが、その起こしましては機会をいたしまして、そういうことにはなつてならないということをやひとつ御参考に申し上げておきます。

○堀委員 お話はわかりますけれども、私はそれで今後そういう事故が起きなければいいと思うのです。起きたときには私はいへんなことにならと思ひますね。起きたときには、アンダーライターを証券会社だけにまかしておくべきでないということに必ずなると私は思ひます。私たちもそういうことを要求しなければならぬようになると思ひます。ですから、いま、何年先とかいうことはけつこうでございますが、まず第一に大事なことは、そういうインサイダーを使わないということですね。承知しておる範囲では、同一の法人係がアンダーライター業務をやリブローカーもやつておるなどということでは、同一の人間でありましてから問題は起るわけですから、そんなことは当然改められるべきことだと思ひますけれども、少なくともそういう制度の上からもそういうことが求められておるという認識の上に立つてこの問題についてはひとつ善処をしていただいて、今後とも研究を進めていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○大村委員長代理 佐藤親樹君。
○佐藤(親)委員 時間の関係で話が少し前後してしまつてありますけれども、いま堀委員から御質問があつた点につきましては、むしろ今後の問題でありますけれども、今後の問題に入ります前に、私は、今度の協同飼料の問題が一体どこから起つてきたのか、その点について専門家である皆さん方からお伺ひをしたいと思ひるのであります。

まず、原因でありますけれども、今度の場合には引き受け競争というか、幹事会社の争ひ、これは先ほど堀委員が指摘された部分もあるわけでありまして、発行会社のほうに振り回され、特に大手四大証券が六割から六割五分を占めるといふ現在の東証の商い高の中で、非常に寡占状態になつていふ上に、幹事会社というものが発行会社になつて下立場と申しますか、幹事争ひが非常にきびしいものがあつた、この辺がそもそも今度の問題の大きな原因の一つになつてい

のじゃないかという気がするわけでありませうけれども、その辺は、御両人の方々、認識はいかがでございませうか。

○瀬川参考人 先ほども御説明申し上げましたように、アンダーライターの信用といいますが、機能というものは、非常に重大なものでございませう。そしてこの資金調達の方法がいろいろ多様化してまいりますと、アンダーライターの責任というものは一そう重大になってまいります。私どもは、単に発行会社の幹事競争をするということ、数を取るとかいうことよりも、やはり質的に十分検討して、そしてアンダーライターとしてのやり得るものをやはり考えていくわけで、何もかもやみくもに競争するというわけではございませう。いま先ほどおっしゃいましたシェアの問題にいたしましては、過渡的な問題として——これはいま過渡的にやはりシェアというものがそれぞれ力と信用に応じて変わっていくという傾向にある。そういう傾向にあるときに、その面だけをなめておきますと、いかにも非常に過当競争が行なわれるとごらんになるかもしれませんが、やみくもの過当競争は行なわれておりませんからして、今度の場合に、過当競争から起こった——あるいはそういう面があったかもしれませんが、内容が私にはまだよくわかりませんから、はっきりしたお答えはできませんけれども、そういうこともあったかもしれませんが、しかし、そのほかいろいろのやはり事情があったのじゃないか。しかし、この問題自体につきましても、いまお答えする段階ではございませう。

〔大村委員長代理退席、木村（武千代）委員長代理着席〕

○森永参考人 私どもの立場を申し上げますと、協同飼料につきましても、同社の株主総会の決議が七月にございまして、その後の状況をずっとフォローしていったわけですが、十月ごろまでは特別に不自然な価格形成も見受けられませんでしたのが、公募価格を決定する一週間を含んだ期間において不自然な動きが表面に出てまいりました。そ

こで、幹事会社に対してそれを注意し、やめさせたというところでございまして、その後引き続き委託者等の裏面の調査を続けておりましたわけでございますが、たまたま大蔵省で幹事会社を検査されるというふうなこともございまして、そちらのほうの調査にお譲りしたほうがいいというところで、私どもの調査はその段階で打ち切っておるというところでございまして、ただいまお話がございましたような、なぜ本件が起ったかというふうな事情は、まだ究明いたしておりません。今日といたしましては、検査当局の捜査がすでに開始されたことでもございまして、その方面の捜査の結果にまつしかなければいいと思います。いまの段階でこれこれ推測して申し上げるべきでないと思存いたしますので、御了承いただきたいと思存いたします。

○佐藤（観）委員 それと今度の事件で一つ目を引くのは、協同飼料が横浜に本店を持っていてという関係もあるわけでありませうけれども、本店と支店との関係ですね、支店がやったことだ、あるいは支店がやったものだからわからなかつたということが、担当の会社の社長なり副社長から出てくるわけでありませうけれども、その言を聞いておりますと、あたかも支店というとか何か別会社のような感じさえ受けるようなことばに聞こえるわけでありませう。これは瀬川会長からぜひお伺いしておきたいのでありますけれども、これもひとつ何らかの形で、協会としても、本店と支店の関係というものを少し改善する必要があるのではないかとこの点について御意見はいかがでございませうか。

○瀬川参考人 支店の管理の問題でございませうが、今日、支店の管理につきましても、各証券会社の規模等に依りましてその管理の適正化をはかっておるのでございませうが、今後の内部体制を効果あらしめるためには、証券会社は自主監督をいたしておりますが、やはり自主監督を強化する措置を講じたいと思ひますし、証券業協会といったしましては、七月からいよいよ全国一本化した証

券業協会がでさうがりますので、そこで検査員をふやしましたりなんかいたしまして、一そうこういうことのないようにやっていきたい、そう考えております。

○佐藤（観）委員 それから、この事件が起るまでに、公正な価格形成を行なわせる非常に重要な任務を持つている証券取引所あるいはその理事長が、どのような手を打ってきたか、若干いままでの議論の中でお話を聞きましたわけでありませうけれども、どうもその辺のところははたして効果があつたのだらうかということがたいへん疑問に思ふわけですね。特に、先ほど五十七件にわたる警告、これについてお伺いをしたわけでありませうけれども、はたしてこの警告というものが効果があつたか。まあ先ほどのお話では、この件については即座に売買を中止した、したがって類似の案件を起さないために役立っているというところでございませうけれども、たとえば大量の指し値形成をした、あるいは特定会員の短時間の売買をした、それは五十七件のうち三十三件を占めているということになりまして、三十三件といひますと、この件だけでもほぼ一カ月に二回から三回起きていてということですね。というところになりますと、はたして警告というものが効果があつたこととならうかというところが疑問にならざるを得ないわけでありませう。この点について理事長としていかがお考えか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○森永参考人 売買審査室というのは、いやしくも形態の上で何かおかしいようなことがあれば、それを全部実はチェックをするわけではございませう。チェックした案件が初め千五百件くらいございまして、そのうち、これはおかしくないのだというふうなことでだんだんしぼってまいりました。その間には証券会社から資料をとったり、おかしじやないかといつてしつかつたりというふうなことで、最後に残りましたのが五十七件で、その五十七件も明らかに法令違反あるいは定款違反、業務規程違反等の事実がございませうれば、これ

は定款に基づいて、過怠金とか、あるいは営業停止その他の措置を講ずるわけですが、そこまでに至らない案件で注意、警告にとどめたというところでございませう。五十七件そのものにつきまして十分警告の効果があつておると思ひますし、そこに至る千五百件からの案件を抽出して、いやしくも形の上でおかしいことがあればそのつど注意しておるという、その辺の売買審査室の活動全部をひくるめると、会員証券会社にとつては実はたいへんうるさい存在といわれておるくらいに煙たがられておるのが事実でございまして、売買審査室といたしましては十分成果をおさめておると私は考えております。なおしかし、今度のようない事件が起りましたことでもございませうし、先ほど申し上げましたように、今後は一そう売買管理を厳重化してまいりたい、さように考えておるわけではございませう。

○広瀬（秀）委員 関連してちょっとお聞きをしておきたいのですが、先ほど瀬川会長から、今度の協同飼料問題では幹事会社間の過当競争ということが原因とは思われないという御発言があつたのですが、われわれしるうのと見ると、やはり昔から証券会社間で、特に大手の中で、幹事引き受け競争というものはこれはもう常識的なことになっているというところで、激しい競争が行なわれている。今度の協同飼料の問題でも、大手の四社のうち三社が少なくとも協同飼料の株価操作という問題に対して手をかけているというふうなことも、やはり証券会社から、発行会社から頼まれ、そうすれば幹事会社になりたいたいという気持ちがある、本社は本社なりにこれは見識を持っておるかもしれないけれども、出先のところではかなりその辺のところをばけてきて、やはり幹事会社となりたいたいというふうな誘惑にもかられながら、幹事会社になれば、とにかく手数料も入る、情報も入手しやすい、あとまた株式売買の点でもメリットがあるというふうな、二重三重の利益ももたらがりますというふうなことで、そういうことにならざるだらうと思ふのです。したがって、そういう

ことで、大手業者間、証券業者間におけるアンダーライターの引き受け業務の競争、幹事競争というものは非常に激しいだろうというところは、容易にわれわれとしては常識的にも想像がつくわけなのです。やはりそういうことが一つの原因になつていられるというように私もは見ざるを得ないわけなのです。その辺のところは、ほんとうに過当競争ということがなかったのかどうかというところについてもう一べんお伺いしたいことと。

それから、これはたいへん私もしろうとなんだけれども、今度は東証の理事長としての森永さんに聞くのだけれども、取引所の機能として幹事会社間のいろいろな行き過ぎや何かについて五十七件も警告を発しているというようになことで、それはそれなりに言うことを聞いてもらつて、取りやめにしてもらつていっているという例を申されたわけですが、こういう幹事競争というようにものの過当競争を避けるために、取引所が、少なくとも証券会社等に大体アンダーライターの競争があるような場合には、調整の機能をそういうところからやれないのかというように、そして、うまくアレンジしながら、不必要な過当競争、そして今度のような事件に発展するようなことに結びつかないような、そういう機能というものを森永さんのところでやれないのだろうかというように感じを抱くのですが、これは、証券業界というものの対して私も深く知らないのですから、非常にしろうとの発想かもしれないけれども、そういう機能というものが有効に働いたら、少なくともそういう病根というものはなくなるのではないかと、黒い株式市場とか株価形成というようになことが、やはりそういう面だけでもなくなつていく原因になるんじゃないか、こういう気がするわけなんです、その辺のところをお二人からお伺いしたいと思ひます。

○瀬川参考人 お答えいたします。

証券業にかかわらず、仕事は非常に競争の激しいものであります。ただ、適正な競争はあくまで

もしていくべきものであります。この事件に過当競争が大きな要因をなしておつたかどうかというところは、私は非常に疑問を持ちます。と申しますことは、支店でかりに引き受け競争をいたしましても、やはりその最終的なジャッジメントというものは本部の引受部で決定するものでありますから、はなはだ失礼な言い分かもしれないませんが、協同飼料という会社が、それぞれの証券会社が三つどもえ四つどもえになつて引き受け競争をする会社かどうかという判断は、各自の証券会社にあるだろうと思ひます。

それから、いまの証券会社の引き受け機能というものは、ここ数年非常に進歩いたしております。そうして審査も非常に進歩いたしております。ですから、お互いにお互いの判断として、引き受け競争参加に値するものは参加するし、参加しない場合もある。引き受け競争をやることは何とも悪いことではない、ただ、引き受け競争の結果こういう問題が起つたというところは、非常に遺憾なことでありまして、方法において悪かつたというところで、もし新聞の伝えとおりであれば、そういうことでございませう。いまの引き受け機能というのは、一面非常に競争しているようにごらんになるかもしれませんが、競争に値するものの引き受け競争は大いにやりますが、しかし、堂々とローヤルウェーを踏んで競争するので、決して覇道的な行き方をするものではない。大多数の会社はそうであります。ですから、この件について、特に熾烈な引き受け競争の結果ああいう事件が起つたというふうには私は判断ができませんのであります。

○森永参考人 引き受けという問題は、これは発行市場の問題でございまして、取引所が預かりしているのは流通市場ということで、私どもが発行市場の問題に具体的にこれ口を入れるべき筋のものではないのでございまして、ただ、時価発行が発行市場でラッシュをいたしまして、その影響が流通市場にあらわれるということになりますと、関心もあるわけでございまして、私どもとい

たしましては、あまりにもある時期にラッシュしては困るというような感じで、この問題を注意深く見守っている、この問題と申しますのは、時価発行を注意深く見守つておるといふのが現状でございます。したがって、取引所が機能的にあらは職能的に引き受け会社の競争に口を出すというふうなことはこれは避けるべきでございまして、お互いに日本の証券市場を預かつておるもの立場として、まあラッシュして困る、行き過ぎのようなことがあるときには話し合うといったような程度のことと終始してきておる、さうに御承知いただきたいと思ひます。

○広瀬参考人 発行市場と取引市場、もちろん流通市場は違つておりますが、たとえば取引市場というものについて、東証なり何なりがそういう機能を直接的には発揮できないという点はあつても、やはり何かコントロールする、過当競争というものは、いま瀬川会長は、ないとおつてやつたけれども、私もどうもふに落ちないところが残るし、フェアな競争というのはいまの自由主義経済の中で当然肯定されるべきことであるけれども、それが過当であり、あるいは不当である、犯罪にまで結びつくようなことで現に起きているということになれば、何らかの機関がそういうものをコントロールする、フェアな競争の中で、コントロール機能を持つところがあつて、取引所が、これは流通市場のことであつて、発行市場のことになかなか介入できないということだったから、その部分を何らかの形で補完をするというか、そういうような新しい機能を取引所の関係にさらに役割りを大きくする、そして法律改正が必要ならば法律改正もしてそういう機能を与えるというふうなこともあつていいのではないかと、私はこういう考えを実は持つわけなんです。特に、時価発行というものが発行市場においても定着をしたというふうなことがいわれるに至つて、そしてそのことがよく証券市場が資本の調達市場として確固たる地位を日本でも占めた、いわゆる間接金融から直接金融という形の証券市場の地

位というのが、時価発行を通じて定着をしつたのだということになると、これからは非常に時価発行の時価発行ということが——まだまだインフレが続くような気配というものは濃厚なものでありますから、そういう中では、時価発行ということとはこれは非常に大きくなるだろう。そういうものが今度のような事件にも結びつくということになれば、私のところは流通市場のことでありまして、私どものところではもう済まない。だとするならば、取引所の法律も改正をして、そういうふうな何らかのコントロールが時価発行の問題について——問題がいま起きているのは、時価発行をめぐつての問題ですから、時価発行をやるためには価格操作というものがやられやすい誘惑というものは常につきまとつていられるわけですから、しかもそういうものが資本調達常態化している、これは特別なことじゃないに、そういうものが主流をなしてくるというふうな条件というものが醸成をされておる段階においては、やはりいままでの概念だけにとらわれないというものが必要ではないか。これは取引所、森永さんのところだけにそのことを期待するわけではないけれども、何らかのそういう制度というものを考えられないだろうかということなんです、もう一度ひとつ森永さんと、それから証券局長に伺つておきたい。

○森永参考人 取引所といたしましては、先ほど冒頭にも申し上げましたように、時価発行に関連して特に取引所における価格の形成の公正化が望まれるわけでございまして、その意味での今後の売買管理を一そう厳重にしていくつもりでございますが、同時に、これまた先ほど申し上げましたように、発行会社におかれても、株価についての考え方を正しいものにお改めいただくことが必要であり、また証券会社におきましても、発行会社の株価が高ければ高いほどいいというふうな考え方に安易に妥協されないうで、時価発行についての質的選別を一そう厳格にしたいと思ひます。決して人後に落ちるものではないと思ひますが、その具体的な

実行手段ということになりますと、やはり先ほど瀬川会長が言われましたように、引き受け会社の自主的な調整機能にまづべきである。その意味で、昨年来自主規制の強化が行なわれましたことをたいへん喜んでおる次第でございます。しばらくその規制の実行状況を取引所としても見守ってまいりたい、さように考えております。

○坂野政府委員 証券市場、御承知のとおり自由な価格形成、自由な取引を前提とする市場であることは申し上げるまでもありませんが、そこで行なわれる競争は、言わずともがな、すべてルールを守ってやってもらわなければいけないわけであり、これは証券会社に限らず、投資家、発行会社みなそうであります。今回の事件が、事とはあれ、ルール違反であるという点は非常に重大であります。やはりルールをどうやって守っていくか、これはごく初歩の話であります。まずその一番基本に返って考えなければならぬ、そういう時点に現在に至っていると思えます。

発行会社に対しては、公認会計士制度、引き受け会社の制度あるいは取引所の上場廃止という制度、そういうことでも証券取引法のたてまえができておったわけであり、今回の事件にもかんがみ、これからはやはり開示制度をさらに検討していきたい。開示制度、すなわちディスクロージャーの制度、これをさらに検討することによりまして、発行会社に対してもより法令を順守するようないふ形というものを検討してみたいというふうに考えています。

〔木村(武千代)委員長代理退席、大村委員長代理着席〕

○佐藤(鶴)委員 その次に、これはお答えが得られないかもしれませんが、東証が警告を発した五十七件のうちで、一体、時価発行をしようとしていたもの、警告後にしたものの、そういうところがあるのか、あるいは幹事証券は一体どこだったのか、これは現在捜査の手が入っている段階でありますから、なかなか回答が得られないかもしれませんが、非常に事態は、支店

長が三人、協同銅料の副社長がつかまつているというたいへん大きな事件であります。国民は、たいへん疑惑と申しますか、不安を持って見ているわけであり、この五十七件の警告のうち、時価発行をしている会社がどこだったのか、あるいはその幹事証券はどこだったのか、もし差し支えなければ、ぜひとも国民の前に明らかにしていただきたいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○森永参考人 いま手元にその資料を持ち合わせておりませんが、五十七件につきましては、取引所の注意、警告等によりまして、不正な事態が解消されたことでもございますし、もし定款違反、業務規程違反等のことがございすれば、これは処置をいたしまして発表をいたすわけでございますが、事態の収束がついたものでござい、取引所の売審の主たる任務は、罰すること目的ではございませんで、不都合な事態が起らないように防止するというのが目的なわけでござい、ますので、すでに決着がついておさまっております案件でもござい、当該会社あるいは会員の信用の問題にも関連いたしますので、お答えは差し控えていただきたいと思います。

○佐藤(鶴)委員 なぜ私があえてそういうことをお伺いをしたかと申しますと、株の安定化工作、これがきわめて現実の——東京証券取引所の中でおそらく個々のケースとしては、五十七件の一応ここに四つに分類をされたケースとして事実上あらわれてくるのではないかと。はたして株の安定化工作というのは東証としてどういうように見ているのか。たとえば今度の協同銅料の事件なんかでも、副社長が言っているように、昨年五月ごろ変に株価が高くなり、乗っ取り防止のため、銀行、商社などに頼み、株の安定化工作を行なったと言っているわけであり、昨年の五月の段階では、安定化工作を必要としないうらい、自分のところの持ち株は七二・三％というたいへん高い水準にあったわけですね。

ところが、この五月中の協同銅料の株価は、百

十円台で小動きでしたけれども、その後従業員名義などで六月から九月までにおよそ二百五十万株の自社株の買い集めをやって銀行に持ち込んだ。これは副社長自身が言っていることであります。それから以後、六月から株価は急騰して、百三十円から百五十円、こうやって東京地検がから売り問題になっている七月後半から九月にかけて、わずかに一カ月半ぐらいで二百四十円台まではね上がっているわけですね。その後時価発行の増資が行なわれた十一月にかけて株価は再びたりと

なりました。協同銅料及び関係をした日興、大和、野村、この三社によって、全く一般投資家というの、この株価はちょうど手の中に玉をころがすように株価の値段というものは入ったんじゃないか。一体東証として株の安定化工作というのは具体的にどういうふうに見ているんだらうか。これはおそろしくいう形で全部ばこつと出るのではなく、具体的にはおそろしく五十七件の警告のような個々のケースとして現実にはあらわれてくる、私は私思うのです。そういう意味で、はたして株の安定化工作というのはどのくらいまで認められるのか。何かこれは法的な根拠があるものなんだらうか。その辺のところはいまだどういふことになっているのか、御意見を伺いたいと思

います。

○森永参考人 協同銅料の場合には、私どもが調べた段階で問題にしましたのは、株価のくぎづけなしいはつり上げみたいなことが意識的に計画的に行なわれておるといふような点と見受けられましたので、注意してやめさせた。その場合の委託者等にも直接の会社関係者等が介入しておるやも見受けられましたので、調査をずっといたしておったこととござい、安定株主工作が直ちに株価操縦ということにはならないと思

いの経営者が株主の安定をはかるために、いろいろな方に頼んで株を持っていた、それによって需要が起りますから、需要供給の原則で株価は上がるかもしれないけれども、それだけの事実をもって不正な取引というふうには即断しかねるわけでございます。あくまでもその形勢ないしはその裏に含まれておる意図みたいなものが問題になるわけでございます。

なお、この安定株主工作がどの程度許されるものかという点でございますが、これは法律的には規定はございません。ただ、私どもの立場から申しますと、取引所に上場されるということは、売買がやはり相当繁盛である、電報が相当出ている、いわゆる浮動株式あるいは浮動株主について一定の要件を満たすことが必要なわけでござい、まして、その要件を満たさないような場合には、これは上場廃止ということになるわけでござい、その意味で、安定工作があまりにも度を越しまして浮動株数が激減してまいりますと、そういったような問題にも及んでくる。したがって私どもは、安定株主工作をほどほどにしたい、私どもというふうな感じを持っております。

○佐藤(鶴)委員 非常にむずかしい問題であり、ますけれども、その場合、これは会社の内容によって違うと思うのでありますけれども、ほどほどというの、一体何らか数字的なそういう一応の目安があるものなんだらうか、どうなんだらうか。そういうようなところは、少なくとも頭の中に一応このくらいを目安のことなというものが何かあるのでしょうか。

○森永参考人 取引所できめております浮動株式数は八十万株ですね。その八十万株の浮動株式がもうなくなるような安定株主工作をされたら、これは上場廃止ということとござい、なかなかそういう極端な例もそんなにはござい、やはりそれ以外に、安定株主工作は一体どの程度が適正かということになりますと、これはちょっときまつたものさしはないと思

ただ一つだけ、これは私見でございますが、申し上げますと、金融機関とか事業法人に持つてもらえば、これは安定株主だということで非常に御安心になつてゐるようですけれども、ほんとうの安定株主というのは、各個人の株主あるいは機関投資家でもないですが、この会社は絶対経営がだいたいよぶだといふことで長く持つてくれる、そういう株主こそほんとうは安定株主だと思つてございまして、事業法人が持つてゐるからといつて、一たび金詰まりになりますと、ごそつと売られることもあるわけでございまして。ほんとうの安定株主はむしろ個人の、その会社を信頼してくる長期健全投資家であるといふふうに私は考えます。

○佐藤(観)委員 たいへん残念だけれども、時間がたいへん迫つてしまつたものですから、もう一二点だけ伺ひたいのでありますけれども、先ほどから論議がありましたように、いかにも時価発行額が多過ぎるのではないかと。一昨年ですが、四十六年のプレミアムだけで九百三十五億だといわれているわけでありまして、昨年のプレミアムの合計が六千七百三十一億円といわれているわけですね。これはもうすごい倍率になつて、あまりにもこの時価発行自体が多過ぎるのではないかと。これは先ほど瀬川会長のほうからお話がありました。私もこれはもう少し伺ひをしたのであります。時間がありませんので、この点だけ一つ申し上げて、その次に今度の件で、これは司直の手で落着はしてないわけでありまして、けれども、東証として何らかの処分をする考えがあるのかどうか。それから森永理事長自身のいろいろな意味での責任は、いま理事長の心の中では、これは決着がつかないとなかなかむづかしい問題でありますけれども、どういふふうにお考えになつていらつしやるのか。これは制度の問題もあり、また法律の問題もあり、これはお互ひに国会で論議をしていかなければいけないことだと思ひますが、どういふふうを感じていられるかをお伺ひしたいと思います。

○森永参考人 捜査の結果を待たなければ何とも申し上げられませんが、こういう事件が起こつたことについては、はなはだ遺憾に思つておるといふことは、冒頭にも申し上げたとおりでございまして。

それについての私の責任は、今後一そう売買管理を厳密、適正化しこのような事件が起こらないように努力するといふことが私の責任だと思つております。

なお、関係会社等についての処置をどうするかという問題がございしますが、これにつきまして、捜査の完了を待ちまして、その結果によつて判断をいたしたいと存じます。この席で軽々に申し上げるべきでないと思ひます。

○佐藤(観)委員 それから、先ほど堀委員との間に論議をされたことでもありますが、私はどうも納得がいけないのは、アンダーライター、つまり引き受け業務と、いわゆる一般投資家が委託をするブローカー業務、これは時価発行なんかをする場合に、きつめて利害が反するものではないか。つまり、アンダーライターとしては、その発行する会社に、なるべく高く資本を譲らなければいけない仕事があると思ひます。また会社としても、なるべく高く売つたほうがもうけが多くなるわけでありまして、その意味では、アンダーライターの業務としての証券会社は、なるべく時価発行を高くしたい。さりとて一方、一般投資家の目から見れば、なるべくこれは安いほうがいいにしろ。これは安いほうがいいにしろ。そこに一般投資家と証券会社との利害の相反することがこの証券法の中に私に入つておると思ふのです。これは先ほど堀委員から御指摘のありました、三十八年に証券法を改正したときに——本来は四つの業務でありますけれども、これは話を簡単にするために二つにいたしましたけれども、相反する二重人格の仕事が入つておるのじゃないか。まあ先ほど瀬川会長は、利害の相反性だといふことをつかかれて、決してこれは相反するものでないといふふう

に言われたわけでありまして、どうもここが、時価発行の価格をきめるときには、証券会社の利益と一般投資家の利益といふものが相反するところにある。これがうまくいふところに落ちつければいいですけれども、こんな問題が起こらないと思ふのであります。現実には起つた中で、どうも基本的にはここに大きな問題があるのじゃないかという気がするわけでありまして、この点、瀬川会長から御意見を承りたい。

○瀬川参考人 その点は、先ほど実はるる御説明申し上げたつもりでありますが、簡単に繰り返しますと、アンダーライターの一番大きな機能は、投資家にも片寄らず、発行会社にも片寄らず、中間的な、最も公正な価格をきめるところにあるといふことであります。それからアンダーライターの大きな機能といふものは、やはりブローカー業務の大きな配給力を基礎にいたしまして、機関投資家は申すに及ばず、国民大衆に広く株式を分布して、そこでこの株主の層を厚くする、そのうして価格の形成を厚くする、権威ある価格の形成に資するといふところに、私は兼論を申し上げたわけでありまして、単独の会社の場合には、これは日本にありませんが、かりにとすれば、アメリカの場合であります。その場合には、えてしてこの発行会社に片寄り過ぎるといふことと、それから株式が機関投資家に入つて、一般的にディストリビュートされない、こういう大きな問題がありまして、われわれは、一般投資家と発行会社の中間に立つて最もフェアな発行価格を裁定するといふところにあるわけでありまして。

○佐藤(観)委員 いまお話をあつたように、アンダーライター業務が、投資家にも片寄らず、発行会社にも片寄らずといふことでやつてもらえば——片寄らずといふのは、非常にむづかしいことだと思ひますけれども、やつてもらえば、私は実はこういう事件も起こらなかつたのじゃないかといふことを非常に感じるわけでありまして。たいへん残念であります。時間が来てしまつたのでやめますけれども、ただ私は、この事件を

ずっと調べていつて、これは議員の方々あるいは大蔵省の方々も含めて聞いていただきたいことであると思ひますけれども、ここに森永理事長がいらして非常に言いにくいことでもありますが、どうも証券界をずっと調べてみますと、大蔵省のOBの方々がたいへん多いわけでありまして。これは人事院に一切関係がない民間の会社でありますから、別にどういふことでもないわけでありまして、やはりよくいわれる癒着の問題なんかいわれますと、たとえば取引所の問題、証券業協会の問題ですね、証券業協会の役員の方々、あるいは投資信託協会、日証金、日本資本市場振興財団あるいは証券経済研究所、こういったところのおもだったところに大蔵省のOBの方々が非常に多い。その意味では、坂野局長としても、たいへん法的な問題もありませんけれども、なかなか監督がやりにくいところがあるのではないかと。これをよくつくづく感ずるわけでありまして。これはあくまでも民間の会社でありますから、法的にどうのこうのといふことは言えることではありませんけれども、つくづく感じたという感想をちょっと申し上げておきます。私の質問を終わりたいと思ひます。

○大村委員(長代理) 諫山博君。

○諫山委員 共産党・革新共同は、このたびの協同飼料にからむ不正事件をきつめて重大だと考えております。これは大企業意識的な価格操作によつて大衆投資家が被害を受けた事件だからであつて、起るべくして起つた事件ではないか、また、一般にいわれているように氷山の一角、同じような事件はたくさんあるが、たまたまこれが表面化した事件だといふふうに理解せざるを得ないと思ひます。

そこで、協同飼料の事件の内容であります。私たちは検察庁の捜査結果を新聞で知る以外に、いまのところ、知る手がかりはありません。しかし、証券取引所などでは、当然独自の調査をしてはいます。なぜなら、これを捜査当局にまかしてしまふといふのであれば、起訴され

て判決が出るまでに数年もかかるというのが常識でありますから、それを待つて対策を立てたのでは対策になりません。

そこで、森永さんにお伺いしたいのですが、証券取引所としてはどういふ調査をされ、どういふ事実を認識されているのかお聞きしたいと思ひます。

○森永参考人 協同飼料株式会社におきましては、七月でございましたが、増資についての取締役会の決議がございました、私ども売審では、そういう増資の決議であるとか、あるいは公開の問題であるとか、いろいろな情報が入ってまいります。たゞに、その銘柄についての調査をいたしておるわけでございますが、協同飼料につきましても、七月ごろから状態を調べておったのでござい

ます。しかるところ、八、九月ごろまでの状態では、特別にある会員が大きく関与しておるとか、あるいはその値動きがほかの株の動向に比べておかしいとか、そういうことは見受けられなかったの

でござい。しかるところ、この協同飼料の場合の公算価格の算定期間が十月の十一日から始

まったのでござい。その後の動きを見てお

りますと、特定の会員の売買によって価格が一定

値段に維持せられておる疑いが見受けられました

ので、十月二十七日に、売買の顯著でござい

ました。両幹事会社に対し、株価形成面について売買審査室長から注意をいたしたわけでござい

ます。注意の内容は、価格の維持的な傾向が見受けられること、それから委託者と思われる向きが横浜地区に偏在しておるやに見受けられること、さら

にもう一つは、公算価格算定期間中であること、その三点をあげまして、こういうことは困るとい

うので両社の責任者に注意をいたしたわけでござい

ます。その後さらに委託者等の背景を調査をいたす

べきところでござい。たまたま大蔵省にお

いて証券会社の検査を実行せられる、当然い

ま問題もその中に含まれるということござい

ましたので、私も独自の調査はその辺で打ち切

りして、事態の推移を待つておったというのが実情

でござい。○諫山委員 検査庁の捜査結果として新聞が報道

しているところでは、この事件は協同飼料側の働

きかけによって起こったということになっており

ます。また、きのうの毎日新聞などでは、この一

連の事件によって協同飼料は六億二千五百万円利

益を得ている、三大証券会社が三千万円利益を得

ている、そして損をしたのは一般投資家だとい

ふうにいわれておりますが、あなたたちの調査結

果も同様でしょうか。

○森永参考人 先ほど私どもの調査の経緯を申し

上げたのでござい。私どもは直接発行会社

に対して調査する権限もござい。また証

券会社に対する検査の権限もござい。先ほど申し

上げたのでござい。私どもは直接発行会社

に対して調査する権限もござい。また証

券会社に対する検査の権限もござい。先ほど申し

上げたのでござい。私どもは直接発行会社

に対して調査する権限もござい。また証

券会社に対する検査の権限もござい。先ほど申し

上げたのでござい。私どもは直接発行会社

に対して調査する権限もござい。また証

券会社に対する検査の権限もござい。先ほど申し

のでは、対策は立てないのと同じだと思ひます。

そこで、協同飼料の事件をめぐって、どの点を反省し、どの点を改めようとしておられるのか。自覚論は別に、機構とか具体的な処理について御説明願ひたいと思ひます。

○森永参考人 私は、決して証券会社あるいは会員の自覚にまつはかはないと申し上げているのはございせん、取引所としても今後一そう売買管理を適正、厳密化していくという事を申し上げて、それについては証券会社においても御協力をいただきたい、一体となつてこういう事件が起ころぬように御協力をいただきたいと申し上げておるわけでございまして、その辺、もし誤解しておられるとすれば、誤解を正しておきたいと存じます。

それではどういふことをするかということですが、先ほども申し上げましたように、現在、売買審査室は、女子を含めて二十一人でございまして、その中で十何人かの者が実際の調査に当たつておるわけでございまして、まず第一にその方面の陣容を強化する必要があるかと思つております。さらにはまた、市場部でもこの取引の現場でのチェックをいたしておりますが、そちらとの関係、十分連絡をとつて密にやつておるつもりでございまして、もっとその面を緊密に連携せしめることを考えなければならぬのではないかと存じます。さらにはまた、取引所が擁しております調査関係の職員二十数人ございまして、それらの者はいま定期的な審査事務に従事しておりますが、今後は機動的に売買管理のほうにこれを使つていくようなことも考えなければならぬのではないかと存じます。なんことをやりまして売買管理を一そう適正、厳密に実行をしまひたい。これは取引所のみならずがやらなければならぬことと存じます。

○諫山委員 アンダーライターとブローカーの離れ感というのがずいぶんこの席でも問題になりました。そして新聞でも非常に取り上げられております。新聞の報道を見ますと、「大蔵省が適正化第一弾」「引受け業務、近く分離」というよう

な報道もしておるようですが、大蔵省としてはこの問題をどう考えておられるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○坂野政府委員 免許制施行当時から問題の一つでありまして、当時証券界の体質も非常に弱かつたために、本格的にこういつた問題に取り組む時期ではなかつたと思ひます。昨年の証券審議会におきまして初めて公式の席で真剣な議論が行なわれました。一つの問題として取り上げられたわけでありまして、ただいまのところは、先ほど連合会会長のお話にもありましたが、これを兼務していることの弊害を各社において除去する、そういう努力をしてみたいという御要望がありまして、ひとまず大蔵省はその成果を見守りたい。それが成果があらぬようであるならば、第二、第三の方法を考えていくというふうな態度で臨みたいというふうに考えております。

○諫山委員 アンダーライターとブローカーを分離すべきだという主張がいろいろされたのですが、その点は大蔵省は賛成でしょうか。それとも意味がないと思われませんか。

○坂野政府委員 問題は、兼務していることによる弊害があるかないかという問題であります。弊害があるならば、それを除去しなければいけません。いま弊害ありという点について、一部いわれております。こういう点について、大蔵省も、その弊害ありとするならば、それをどうやって除去するかというところが問題であります。したがつて、本来分離すべきものであるというふうには、ただいまのところ考えておりません。ただ、弊害は除去しなければいけない、そして分離しなければ弊害が除去できないということであるならば、そういうことも考えなければならぬ時期がくるかと思ひます。

○諫山委員 弊害があるなら除去しなければならぬ、というのには当然のことです。大蔵省としては、すでに弊害ありとして分離する方向を進めておるのではないのですか、新聞ではそう報道されておるようですが。

○坂野政府委員 これは極端な話であります、分離しただけで弊害が全部なくなるというわけでもないわけでありまして、問題は、やはり弊害をなくするということが先決である。分離というのはその一つの方法である。したがつて、頭からまず分離すべきだということをきめてかかつておるわけではございません。あくまでも弊害を除去する、除去するためにどうしたらよいかと考えておるのをいたしております。

○諫山委員 私も、新聞で報道されている程度の分離のしかたではなかなか弊害は除去されないだらうと思ひます。もっと抜本的な対策を講じなければならぬと思ひますが、しかし、いまの大蔵省の説明を聞きますと、そういう不十分な対策さえまだ具体的に講じようとしてないように思われるのですが、そう聞いていいですか。

○坂野政府委員 弊害を除去する方策につきましても、本協同飼料の事件が生じます前からは作業にかかつておりました、もうおそくは一カ月くらいの間にかつておりました。したがつて、この間にどういふふうな対策がでるかというふうなことを考えております。したがつて、これはもう現に進めておる作業の問題でありまして、成果がどの程度あるかということも十分監視してまいりたい。そして第一の方法で成果があがらない、あるいはなお問題を生ずるおそれがあるというふうなことでありますれば、さらに第二、第三の弊害除去の方法を考えていかなければならぬというふうなことを考えております。

○諫山委員 自由な取引とか自由な市場というふうなことが使われておりますが、そういうことを一つの口実にして、当然なすべき指導が放棄されているのではないかと感じます。大蔵省としては第二、第三の弊害を除去するための措置というふうなことも言われておりますが、具体的にどうしようと思つておられるのでしょうか。弊害を除去しようと思つておられますというのでは、説明にならないと思ひますから……。

○坂野政府委員 弊害がどういふ形であらわれて

くるかということによつて対策も立てるわけでありまして、いまから第二、第三の方策についてこういう方法、こういう方法といふことを具体的に申し上げるという段階ではないと思ひますけれども、私どもの行政をいたします一番の立場としては、やはり法律によつて行政をいたしておるわけでありまして、証券取引法の基本についてさらに検討していく必要がある、そういうふうなことをしております。

○諫山委員 どういふ弊害が出るかを見てと言われておりますが、証券取引所のほうの説明では、昨年だけでも五十七件注意した、一昨年一昨々年も大体同じような件数だ、しかもそれは不正な取引、定款に違反するような取引ということを確認しておられます。そしていま世間がこれだけ騒いでいる協同飼料の事件まで起こつておるわけですから、それでもなおかつ、どういふ弊害が出てくるかを見て対策を講ずるといふようななまぬい措置しか考えていないのでしょうか。これでは指導の放棄といわざるを得ないと思ひます。

○森永参考人 私の答弁を引用されておられますので、申し上げたいのでございまして、五十七件につきましては、法令違反、定款違反、業務規程違反等の事例とは断じ得なかつた、したがつて注意、警告等によつて事態の終息をはかつたということと存じます。法令違反、定款違反、業務規程違反等が明らかにした事実につきましても、別に営業停止あるいは過怠金等の措置を講じておりますことを御了解いただきたいと存じます。

○坂野政府委員 弊害の様子を見てというのには、第二、第三の段階の話でありまして、ただいまのところやつております作業といたしましては、すでに去年以来問題にされておりますところの、アンダーライターとして得た情報を一般にはディスクローズしないでブローカー業務に用いているのではないかと問題でありますので、アンダーライターの取引に使うという弊害を除去する方法は、すでにいま検討中でありまして、近くそれ

実施はいたします。それでもなおかつ弊害が生じました場合には、どういう弊害が生ずるか見た上で第二、第三の方法を考えたい、こう申し上げておるわけでありませう。目下のところどんな弊害があるかを見てという意味ではございませう。

○諫山委員 大蔵省としては、いまだ業界に自粛を要請するというようなことは何回かされていくように思いますが、もともとまじめにやらない、まじめに注意しない、自覚をしないといふようなことではないかと思ひます。これでは、私が初めに言いましたように、政治家としての解決にはならないと思ひます。やはりこれだけの問題が起り、これだけの騒ぎになっているわけですから、制度上どうするか、どこを改めればこういう不正が予防できるのかというようなことをもつと積極的に指導する必要があるのではないかと思ひます。

さらに、この問題をめぐって、証券業界の政治献金というのが衆議院の予算委員会でも取り上げられたようです。そしてそれについて森永参考人は、それは自分の関知しない団体のことだからということで説明を避けておられます。瀬川参考人のほうはその団体と関係があるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○瀬川参考人 ただいまの御質問にお答えする前に、このアンダーライターとブローカーと、いろいろと今度の問題を契機にしてどういふことをやっておるか。何もやらないじゃないかといふ……

○諫山委員 その問題はけっこうです。

○瀬川参考人 証券業界の姿勢は、先ほど十分お聞きいただいたらうと思ひます。

いまの御質問の問題であります。またまたこの前の予算委員会でも出ました質問に対しての繰り返しと申しますか、クリアな点を御要求になつておるのかと思ひますが、本来この正会員協会と申しますのは、私も三年ほど会長をやりましたのでおおむね存じておりますが、八十三社の取引員がお互いに共同で——ちよつと定款を読み

上げますと、「本協会は、協会員相互の親睦をはかり、併せてその業務の発展と信用の向上に資することを目的とする。」「前項の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。協会員相互の親睦をはかり、その事業上の連絡提携を密にするため適当な施設の提供を行なうこと。協会員の信用の維持向上をはかるため協会員に対する融資または担保の提供を行なうこと。」それからいろいろございませうが、その中に政治献金に關係する項目は「関連機関への出資または融資、ならびに寄金を行なうこと。」そういうことでございまして、この「関連機関への出資または融資」と、ここで切れて、「ならびに寄金を行なう」と、その寄付の範囲というものは、私どもは、単に政治資金のみならず、広く社会事業、公共事業あるいは慈善事業、教育事業、そういう面に寄付を行なつておるのであります。たとえば学校の建設とか、あるいは社会事業とか、あるいは国際交流資金とか、多面にわたつて、実は証券界八十三社がお互いに資金を集めて、そこで一本で証券業界としてやつていふという団体でございまして、したがって、政治資金といふものはほんのすライトなパーセンテージにすぎないのであります。一般に出ていふわけでありませう。その中でも、相互扶助の基金と申しますか、これは昭和四十年に証券界が御承知のような恐慌状態におちいりましたときに、私どもは非常な国家の援助によつて立ち直つたわけでありませう。しかし、そういう際におきまして、新しい免許制が施行されるのと関連いたしまして相当証券業界の転換業があつたわけでありませう。そのときに、東京、大阪、名古屋と、各地で全国の証券業者に対してこの正会員協会から見舞い金を差し上げておる。つまり、自分らの責任と自分らの力において企業整備をやつたという業界でございまして、昭和二十四年当時千幾つありました証券……

れわれは政治の安定を願ひ、社会の安定を願うためにやつておる協会でございます。

○諫山委員 私が聞きたいのは、昭和四十六年度に政党あるいは政治団体へのくわい協会として政治献金をしたのか、金額を知りたいのです。

○瀬川参考人 私、現在会長をやつておりませんので、数字をちよつと持つておりません。

○諫山委員 概略でけっこうです。おおよそのくらいといふことで……

調査している間に質問を続けます。

どういふ政党に、あるいはどういふ政党に所屬する派閥に政治献金をしておりますか。

○瀬川参考人 われわれは、単に一政党に限らず、われわれと方針なり世界観なり、われわれの自由主義に御賛成になるところには広く拠金をしておるつもりでございませう。

○諫山委員 具体的な名称であつていただきたいと思ひます。

○瀬川参考人 具体的な名称はいま私の頭にございませうが、これは届け出で判明することでございますから、そのほうをお調べ願ひたいと思ひます。全部届け出をいたしております。

○諫山委員 政党の名前は言えませんか。

○瀬川参考人 一々記憶をいたしておりませんが、私どもは特にどの政党、どの政党と限らずやつておりますからして、申し上げられませんが、それも届け出を全部済ましておるものでございませうから、届け出でひとつ御検討願ひたいと思ひます。

○諫山委員 私は大蔵省の指導監督がきつめて十分で手ぬるいといふことを質問して、その関連で政治献金のことを聞いていふのですが、何のために政治献金するのですか。

○瀬川参考人 われわれは何のために政治献金をするかと申しますと、政治資金規正法に基づいて、社会的慣行に基づきまして、政治的安定を願うことはわれわれ国民の一人として非常に切なるものがあります。そういう立場から献金をいたしております。

それから、ちよつと数字が一つわかりましたから御参考までに申し上げておきますと、昭和四十六年十月から四十七年九月、収入二十一億円のうち千三百万、〇・五九%という数字が出ております。

○諫山委員 千三百万円がいわゆる政治献金の額ですか。

○瀬川参考人 そうでございます。

○諫山委員 そうしたら、政治献金をした相手方をついでに読み上げてくださう。

○瀬川参考人 いま手元にその内容はございませうが、自治省に届け出をいたしておりますから、ごらんいただきたいと思ひます。

○諫山委員 志を同じくする人たちに政治献金をするのだと言われまして、それはどういふ人たち、あるいはどういふ政党の人たちですか。

○瀬川参考人 たいへんむずかしい問題で、私の貧弱な頭ではお答えできぬかもしれませうが、私どもは資本主義の存続を前提として存立する仕事でございませう。そういう意味で、私たちは同じ資本主義の傘下に立つ政党といふことでございませう。(自由主義を守らう)と呼ぶ者あり)

○諫山委員 いま、自由主義を守らうといふ声があるのほうで聞かれましたが、私は、こういう状態が続いておる限り、証券界の問題といふものはなくならないと思ひます。いろいろ説明もされましたし、大蔵省からの話もありました。しかし、そこでいわれていることは、要するに、だれそのの自覚にまつとか、あるいは努力を期待するとか、そういう精神主義的なことであつて、機械的にこういう問題が起らないためにどうするか、どうしたのかといふ説明はほとんどなかったようです。

そういう意味では、この問題をもつと深刻に考えていただいて、やはりこういう問題が絶対に起らないといふような組織的な政治的な手を打つ、そのためには、政治献金といふようなことはきつめて不明朗ですから、この種の問題ももつと深刻に考えて、対策を講じていただくといふこと

を希望して、私の質問を終わります。

○大村委員長代理 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

森永参考人及び瀬川参考人には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

次回は、来たる十三日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時七分散会